

農村高利貸資本の展開過程 (一)

——宮城県登米郡における一高利貸業の分析——

渋谷 隆 一

- 一、課題と方法
- 二、調査地域の概要
- 三、高利貸業の生成期
 - (一) 桜井家の成立過程
 - (二) 原善諸政策施行下の高利貸業
- 四、高利貸業の発展期
 - (一) 商品経済の抬頭と高利貸業
 - (二) 要約 (以上本号)
- 五、高利貸業の転換期
- 六、高利貸業の衰退期

一、課題と方法

従来多くの研究によつて指摘されてきたように、農村における高利貸資本は、特殊な我が国資本主義の形成及び発展過程において極めて大きな役割を果たしてきた。しかしながらこの高利貸資本に関する具体的な研究は、いままでは殆どなされていないし、あるにしても原理論の固定的かつ抽象的な適用の域をあまり出ていないようである。このことは、我が国資本主義の発展過程における次の問題の解決を困難にしていると思われる。すなわち高利貸資本を従属的基礎・底流として構築された我が国信用体系の構造的特質、資本主義の再生産過程における機能、さらにそれらの変容過程であり、また商人・高利貸資本と密接な抱合関係にあるといわれる地主的土地所有の変容過程についてである。

この課題に接近するためには、我が国信用体系の従属的基礎・底流として、同時に半封建的農業構造に照応する貸付資本形態として固定的に位置づけられたところの高利貸資本そのものの展開過程についてみてみなければならぬ。より具体的にいえば、高利貸資本が、資本主義の発展に伴う農業構造の変化の過程に、どのように変容するのか、それは社会経済的にどのような意義をもつか、ということである。

ところで農村における高利貸資本といっても、米穀・肥料商に代表される商人資本機能と結びついた高利貸付や頼母子講、個人貸借、質屋及び高利貸業などさまざまな形態がある。

本稿は、この高利貸資本のなかでも最も典型的な価値増殖形式である高利貸業の一事例を、宮城県登米郡桜井家の場合に求め、その展開過程を追跡しながら、先に提起した課題への接近を試みようとするのである。

具体的な考察に入る前に、予め日本信用体系の一貫として農村高利貸資本の性格と機能を追究した諸労作の論点を紹介し、若干の疑問点を整理しておきたい。

日本信用体系の構造的特質と機能を真正面からとり挙げた論稿は、戦前・戦後を通してそう多くはない。戦前は、飯舘敬太郎『日本信用体系前史』、松本貞雄『日本銀行の成立過程』（慶応義塾大学経済史学会編『明治初期経済史研究』第二部所収）、立田信夫『日本産業組合論』、木村恒夫『銀行其の他金融業の発達』（日本資本主義発達史講座、第一部）、など、戦後では、「従属下の信用体制」（『日本資本主義講座』第四卷所収）である。

これら諸労作は、ニュアンスの相違はあるが、その共通の論点を要約すれば、次のようである。

わが国の近代的信用制度は、先進資本主義諸国にみられたように、産業資本の自主的な発展の線に沿うことなく、絶対主義政府の極端な哺育政策の下に形成された。そしてわが国の信用体系は、資本主義が一応体制的に確立する

明治三〇年代に、ようやく成立をみた。ではここに成立をみた信用体系の構造的特質は、どのような点にあっただろうか。わが国資本主義の特殊構造——資本主義と地主制——に照応して信用体系も二重構造——近代的信用制度と高利貸資本——をとる。いい換えれば資本主義——近代的信用制度と、地主制——高利貸資本が、対置・並存せしめられる。両者の関係は、地主制が資本主義の発展のいわば踏み台の役割を果たしたと同様に、高利貸資本も近代的信用制度の從属的基础・底流として位置づけられるのである。從属的基础・底流とは何か。近代的信用制度が、産業資本の自生的な発展をもたないで顛倒的に構築されたから、その存立の基盤は極めて弱く、専ら農村における高利貸の貨幣資本の輪租・補充によって満たされねばならないということである。この両者を結ぶ輪租・導管の機能は、寄生地主型地方銀行、勸業及び農工銀行さらに信用組合などによって果される。かくて農村に定着せしめられた高利貸資本は、地主的土地所有と密接に抱合し、半封建的隷農・カバールに對置されるというのである。

以上の要約が大過ないものとすれば、私は次の疑問をもたざるをえない。すなわち近代的信用制度と高利貸資本を固定的に對置・並存した論理、そして両者の相互依存關係の一面的な強調、さらに高利貸資本と地主的土地所有の抱合關係の不変的な把握についてである。

これらの疑問を解く手掛りとして、まず先進資本主義諸国にみられた近代的信用制度の展開過程について概観することにした。

周知のように近代的信用制度は、幾多の困難な道を経て成立した。それは一言にしていえば産業資本家と高利貸業者との激烈な闘争史であつた。この苦難に満ちた道程は、一六世紀から一八世紀にかけてヨーロッパ諸国で広く行われた高利禁止法から始められた。⁽¹⁾イギリスに例をとれば、最高貸付利率の制限は一五四五年一〇%、一六二四

年八%、一六五一年六一%、七一年四五%であつた。⁽²⁾しかし経済的諸条件を全く無視したこの法制は、殆ど効果のないものであつた。これに代る合理的な抗争方法として登場してくるのが、他ならぬ近代的信用制度——銀行業——であつた。いうまでもなくこの近代的信用制度は、高利貸業者が個人の蓄積に依存するのたいていして、社会的蓄積を広汎に利用し、また信用貨幣を創造することによつていままで高利貸業者が独占していた貴金屬及び貨幣市場を奪いとつてゆくのである。⁽³⁾近代的信用制度の成立をめぐる産業資本家と高利貸業者との激烈な抗争は、イングラント銀行の成立過程に典型的にみることができる。⁽⁴⁾

産業資本が確立した後の近代的信用制度の発達には、高利貸資本を資本主義的生産様式の諸条件と諸欲求とに隷屬せしめる過程として進展した。⁽⁵⁾かくて高利貸資本は、たちおくれた部門或は領域に制限され、もはや貸付資本の性格を規定する形態ではなくなるのである。⁽⁶⁾

ではわが国の場合はどうか。先に紹介した諸見解のように、近代的信用制度は、絶対主義政府の極端な哺育政策の下に形成され、特殊な資本主義構造に照応した信用体系が成立した。しかし産業資本が一応確立し、さらに発展する段階になると、近代的信用制度と高利貸資本の並存関係は、如何に特殊な資本主義構造に規定されるにせよ徐々に崩され後者の前者への隷屬過程として進行せざるをえないと思われる。すなわち資本主義が体制的に確立し、産業資本による国内市場の形成が進むにつれて農業へも漸次資本主義経済法則が滲透する。こうした過程に、地主的土地所有とこれに密接に抱合している高利貸資本は、次第に変容を余儀なくされる。本質的に性格を異にしている資本主義と地主制は、密接な相互依存関係を一面において残しながらも、同時に矛盾を胎んでくる。⁽⁷⁾近代的信用制度と高利貸資本の場合にも同様である。後者に限ってみれば、原著過程に許された高利貸資本の小農民からの原

始的な剰余価値収奪——利子形態での——は、ようやく産業資本の急激な発展と背馳してくる。第一に、農村における商人・高利貸資本の自立的な活動は、農民的小商品生産の展開を阻止する。このことは、とりもなおさず産業資本への原料の供給と資本制商品の農村滲透を妨げる。第二に、農村高利貸資本が依然として小農民に吸着し、原始的な収奪を行いうるならば、貨幣資本は農村内に滞留し、近代の信用制度の脆弱性を補強するための輪租機能を十全に果すことはできない。このことは、産業（↓独占）資本の急激な資本蓄積を麻痺させる。

では新たに生じてきた産業資本と高利貸資本との背馳は、どのように解決されるであろうか。

我が国では、イングランド銀行の成立・発展過程にみられたような産業資本家と高利貸業者との激烈な抗争としてあらわれずに、なし崩しの、妥協的な過程を辿つて後者の前者への隷属過程が進行すると思われる。それは資本主義の発展に伴う次の二側面の作用を通してである。すなわち近代の信用制度の整備・拡充及び前期資本的性格の漸次的な払拭、さらに農業信用機構（勸業及び農工銀行、信用組合）の新設及び統合過程を経ながら高利貸資本の独占を徐々に排除してゆく。また高利貸資本の収奪対象である小農民はどうか。資本制商品の農村滲透につれて、彼等自身も小商品生産者として成長する。商品生産が偶然的・間歇的な状態から必然的・継続的な状態になるにつれて価値法則はより強く作用し始める。小農民の生産活動は、いまだ不明確なそして経験的なものではあれ「剰余価値率の均衡化」の法則を意識しながら行うようになる。⁽⁹⁾このことは、高利貸資本の原始的な利子収奪⁽¹⁰⁾——借手の支払能力と高利貸業者の一方的恣意による——を不可能にする。以上のように高利貸資本は、資本主義経済法則の農村への作用を通して自立的な発展を阻止され、資本主義生産様式の諸条件と諸欲求とに隷属せしめられるようになると思われる。

それはどのような具体的な姿をとつてあらわれるのであろうか。

高利貸資本は、いまだ農村にその機能条件——小生産の優勢——を広汎に残しているかぎり依然として存続する。しかしそれはかつてのように原始的なものとしてではなく、資本主義経済法則に規制・順応された性格をもつようになったものとしてである。より具体的にいえば、高利貸の利子率の低下及び近代的硬直化——偶然的・非法則性の排除——、さらに近代的利子率——産業資本の平均利潤率に規制——への包攝過程を通してである。⁽¹¹⁾

以上の資本主義の發展過程における高利貸資本の変容は、これと密接な抱合關係にある地主的土地所有の性格の変化をも規定する。なぜなら地主的土地所有は、商人・高利貸資本の土地への転化形態に他ならない。だから商人・高利貸資本の変容は、当然のことながら土地への転化の在り方をも変化せしめる。この面に限つてみてゆこう。

高利貸の利子率の近代的利子率への包攝過程は、前期的資本家・地主の利子觀念⁽¹²⁾を成長せしめるとともに、彼等の活動の場をそれだけ豊富にする。というのは、商品生産の發展は社会的分業をうながし、もはやかつてのように彼等の資本蓄積の対象が土地或は土地生産物だけではなくなるからである。とくに地主的土地所有についていえば、それを支えている高利貸のないし半封建的な地代收取機構が農民的小商品生産の發展によつて掘り崩され、土地利廻りの低下は勿論のこと農業危機の激発と相俟つて、近代的産業にたいして相対的に不利なしかも危険な投資対象となる。⁽¹³⁾かくて前期的資本家・地主は、新しく与えられた行動規範——利子觀念——に基いて蓄積貨幣をより有効に運用しようとする。大正中期以後にみられる有価証券投資は、その代表的な例である。しかしそれは地方における資本主義の發展段階によつてかなりのずれがある。東北地方のようにおくれた地帯では、高利貸のないし半封建的な地代收取機構がかなり後まで根強く残され、土地利廻りは相対的に有利であつた。先進地帯はその逆。それは

ともかく、地主的土地所有と高利貸資本の密接な抱合関係は弱められ、単に一つの可能的な関係でしかなくなる。

ここに地代Ⅱ高利貸小作料は、前期的資本家・地主の新しい行動規範の形成及び農業における生産関係の近代化と相俟つて、旧来の高利貸のないし半封建的性格を弱め、投下資本にたいする利子——平均利潤率に規制——取得を目的とする、より新しい性格をもつようになると思われる。⁽¹⁴⁾

次に、従来の諸見解への疑問を通してえられた諸問題を、桜井家の高利貸業を追跡しながら具体的に検討してゆくことにしたい。

註(1) マルクス『資本論』邦訳、日評版(10)五四〇～一頁。

(2) Э.Д.Берель, Судный капитал и кредит. 1955 стр. 10 我が国においても明治一〇年九月に利息制限法が施行された。これによれば元金一〇〇円未満一五%、一〇〇～一〇〇〇円一二%、一、〇〇〇円以上一〇%となっている。しかしこの利息制限法が、ヨーロッパで広く行われた高利禁止法と全く同様に何らの効果も挙げえなかったことは多くの事例によって明らかである。

(3) マルクス『前掲書』(10)五四一～二頁。

(4) 「信用制度は産業資本自身の創造物であり、それ自身、産業資本の一形態であつて、マニユファクチュアとともに始まり、大工業とともに一層発達したものである。信用制度は最初は旧式の高利貸(イギリスの金細工師、ユダヤ人、ロンバルト人等)に対する一の論争の形態であつた」(マルクス『剰余価値学説史』邦訳「マル・エン全集」(11)五三三～四頁)。

(5) マルクス『資本論』(10)五三四頁。

(6) 『同書』(10)五二三頁。

(7) 明治三〇年以降の資本と地主制の矛盾を指摘したものに、守田志郎「近代地主制度確立のメカニズム」(近藤康男編『農業経済研究入門』所収)がある。

- (8) レーニン は、ロシアにおける資本のあらゆる形態が、ロシア社会の経済構造から出てくるのではなく、外部から伝ってきた現象であったかのように、資本はただロシアの村落では債務奴隷と高利貸以外には何もものもつくり出せないというナロードニキの主張を強く批判している。そしてレーニンは、ロシアの村落における商人・高利貸資本の広汎な発展は決して人為的なものでなく、封建的生産方法から資本主義への移行期に、欠くことのできない要因であることを説明し、商人、高利貸のあとについて、資本はまた生産に投下されるようになったこと、また農村における商人、高利貸資本が独立的に発展するならば、農民層の分解を阻止することを指摘している(В. И. Ленин, Развитие капитализма в России стр. 146—9 邦訳、岩波版(上)二三二—五頁。なお前掲 В. Г. Брехев, там же, стр. 10. 参照)。

- (9) 経営者としてみた農民は、かような家族労働力の社会的評価を、農産物の事実上の費用として計上せざるをえない。そこに『剰余価値率の均衡化』の法則が事実上作用している。農産物価格の低落がこの費目にまでしわ寄せすることは、長期的には困難となるであろう。農産物は、いわゆる費用価格(C+V)を割ってまで不等価交換のメカニズムを、もう原則的にはもたないのである。したがって農民は、事実上の商品をもって商品を生産すると言いうる。これを物として商品価値法則が、なお歪められた形にせよ、貫徹の必然性を与えられるのである(綿谷勉夫「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」『農業総合研究』八巻四号、六七頁)。

- (10) 「高利貸は、貨幣欲求者の支払能力または抵抗能力以外にはぜんぜん何らの制限も知らなく」(マルクス『前掲書』40五—一頁)。

- (11) 拙稿「農村高利貸業の興隆と衰退」(『総研月報』三二年七月号、一二三頁)。

- (12) 拙稿「前掲論文」三〇頁。

- (13) 寄生地主的土地所有の変貌過程について、土地利廻り、利子、公債及び株式利廻りから具体的に検討したものに、阪本楠彦『日本農業の経済法則』(第三章、第三節)がある。なお拙稿「前掲論文」においては、一個別経営内の土地、貸金、有価証券利廻りを比較、考察した。

- (14) 拙稿「前掲論文」三〇頁。なお次の指摘は、地主的土地所有の変容過程の分析にとって極めて豊富な示唆を与えている。「資本主義の初期にあっては、土地の購入に充てられた資金は、多くの場合に商人資本の蓄積から出たものといつてよいであろうが、それはなお資本家的に土地が商品化したとはいえない。土地の買入れが商人資本の利潤乃至金貸資本の利子

と比較せられた地代を目標としたとしても商人資本乃至金貸資本自身がなおいわば資本家的体制の外部に留まるものに過ぎなかったからである。商人が他の産業に投ぜられる資本と共に資本家的総資本の一部をなすとき、それは最早商人資本としてではなく、商業資本としてあらわれ、一定の一般的利潤率による利潤を与えられることになる。金貸資本もまた一定の利子率を有する貸付資本となるのであるが、この貸付資本の形成を前提として地代は始めて資本家的に全体制の下で規定された利子率と比較せられて一定額の資本の利子を看取されることになる。ここで始めて土地は商品化を完成する」(宇野弘蔵『経済原論』二三九頁)。

二、調査地域の概況

桜井家は宮城県登米郡登米町に居住している。同家の高利貸業の事業範囲をみると、明治三〇年頃までは、主に郡内登米、豊里、吉田、宝江の四カ町村であつたが、それ以後になると殆ど登米郡全域にわたつてゐる。従つてここでは登米郡を対象とした地域の概況について触れることにしたい。

同郡は、宮城県北部に抜がる水稻単作地帯の東端部に位置している。東は北上山塊を境にして本吉及び牝鹿兩郡に接し、西は東北本線をはさんで栗原郡に対し、北は岩手県、南は遠田及び桃生兩郡に続き、その中央を北上川の本支流が南北に貫流している。

産業は、農業の他にこれといったものがない。『宮城県統計書』により明治四五年における農業の比重をみれば、農家戸数は総戸数一一、二九〇戸のうち、七、五九〇戸で約七割を占め、農業の生産額では総生産額四五六万八千余円のうち三七四万六千余円で約八割を占めていた。

では当郡において最も高い地位を占める農業は、どのような変容過程を辿つたのであろうか、大雑把に触れてお

こう。第一に、米反収を農業生産力の主要な指標としてみれば第一表のようになる。ここに明らかなように明治四五年にいたるまでは、反当収量が約一石で極めて低く、全国水準は勿論のこと県内仙南地帯に較べても遙かに下廻っている。⁽¹⁾このように当地方の生産力が著しく低かったのは、北上川本支流の相次ぐ氾濫による、いわばその常水害地域であったためである。すなわち明治元年以後についていえば、三、八、一一、一二、二三、二九、三一、三八、四三年⁽²⁾、と五年に一度の大冷水害に見舞われており、この他小水害、旱害、虫害をも含めれば実に二年に一度の割合である。⁽³⁾北上川本支流の国営改修工事（明治四四年）が本格的に進められるや反当収量は急速なテンポで上昇し、大正二、六年には一石五斗に達した。その後も緩慢なテンポで増大して仙南地帯の生産力を凌駕し、遂に全国水準にまで追いついたのである。

第二に、自小作地別比率及び自小作別農家比率の変化を生産関係の主要な指標としてみれば次のようである。第二表によれば、一八、三〇年の自作地率はほぼ六五％で小作地率を遙かに凌いでおり、しかもその変化は極めて緩かであった。三〇、四一年には顕著な変化がみられる。すなわち自作地率は三五年五・五％、四一年四七・六％に減少し、小作地率と逆転してくる。四一年から昭和五年までの数値については全く知りえない。この間に自小作

第 1 表 米反収の増加傾向

(登米郡)

	反当収量	増加比率
	石	
明治31~35年	0.991	100
36~40	0.987	99
41~45	1.025	103
大正 2~ 6	1.508	152
7~11	1.620	163
昭和 3~ 7	1.654	166

四八

第 2 表 自小作地別比率

(登米郡)

	農耕地	自作地	小作地
	町	%	%
明治18年	13,798	67.1	32.9
20	13,896	65.9	34.1
25	14,129	66.9	33.1
30	13,712	65.7	34.3
35	14,251	56.5	43.5
41	13,944	47.6	52.4
昭和 5	16,301	40.1	59.9

1. 『宮城県統計書』より作成。

1. 木下彰『農業水利構造に対する農地改革の影響に関する研究(-)』より。

地率にかなりの変動があつたであろうが、両年のみを比較すれば自作地率は四七・六%から四〇・一%にまで緩やかなテンポで減少している。

次に自小作別農家比率についてみよう（第三表参照）。一五年まで（人口表示）は、自作及び自小作はそれぞれ四〇%、小作が二〇%前後で、それ程変化はみられない。然るに四二年になると自作二〇%、自小作及び小作がそれぞれ四〇%となり、自作↓自小作↓小作という落層傾向を示している。それ以後大正一四年まで殆ど変化をみせないが、大正一〇年から僅かながら小作の減少、自小作の増大が看取される。

以上、当郡における農業生産構造の変化について概観したが、明治三〇年頃から明治末年ないし大正初期に変貌の劃期を見出すことができた。

このような生産構造の変化は、当然のことながらその上部構造に影響を与えないではおかない。

当面の課題である農村金融機構について触れよう。資料の制約上、全く便宜的であるが、農村金融機構の変化の指標として金融機関別の増減傾向を示せば第四表のようになる。明治三一年までは、高利貸業及び質屋など旧式の信用組織が相変らず農村金融を独占している。この間質屋は、極めて緩慢だが増加傾向を辿っている。高利貸業については知りえないが恐らく同様の傾向を示したものと思われる。では生産構造の激変した明治三〇年から大正初期までどうか。高利貸業は三一年の六七から四〇年の八七に増加し、これをピークとして漸減する。質屋は、三一年の一九から四五年度の三三まで一貫して増加している。これら旧式の信用組織にたいして信用組合や地方銀行は

第3表 自小作別農家比率（登米郡）

	農家戸数	自作 %	自小作 %	小作 %
明治18年	(8,312)	(35.3)	(49.2)	(15.5)
20	(7,655)	(45.3)	(34.9)	(19.8)
25	(7,492)	(38.0)	(42.2)	(19.8)
42	7,642	21.1	39.1	39.8
45	7,590	20.2	44.0	35.8
大正 5	8,213	22.1	42.6	35.3
10	8,474	20.9	42.8	37.1
14	8,965	20.3	49.2	35.5

1. 『宮城県統計書』より作成。但し18, 20, 25の各年は農業人口表示。

どうか。三一年以降とくに四〇年以後に著しい増加を示している。このようにこの時期は、高利貸業や質屋などの最高潮期であるが、同時に信用組合や地方銀行の進出も目覚ましい。かくて、もはやいままでのように旧式の信用機関が農村金融を独占することはできなくなり、信用組合や地方銀行と競合過程に入るのである。大正五年になると、高利貸業と質屋はいまだ根強く残存しているが、すでに減少の一途を辿っている。これにたいして信用組合と地方銀行は引続き増大する。ここに両者の交替過程、いい換えれば後者による前者の駆逐過程の進展を暗に知ることができるのである。

以上、農業生産構造の変化に照応する農村金融機構の動向を、その内容を問うことなく単に量的に概観した。その結果、高利貸業の展開過程について大雑把に次のような時期区分ができると思われる。明治三〇年以前、三〇年代、それ以後の三時期で、それぞれ生成期、発展期、転換及び衰退期といえるであろう。

右の時期区分に基いて、桜井家の高利貸業の存立条件、性格及び機能の変化について具体的に検討してゆくことにしよう。

註(一) 宮城県仙南農業地帯との構造的な差異については、木下彰『農業水利構造に対する農地改革の影響に関する研究(一)』、上原信博『宮城県仙北地帯における地主構成と大農経営の性格』及び『宮城県仙北農業地帯の構成』参照。

第4表 金融機関別増減傾向 (登米郡)

	高利貸業	質屋	信用組合	銀行
明治12年	—	9	0	1
16	—	15	0	1
20	—	18	0	1
24	—	18	0	1
31	67	19	0	1
35	54	22	1	2
40	87	27	4	2
45	62	33	14	3
大正5	58	23	20	4

1. 高利貸業、質屋及び銀行は『宮城県統計書』、
2. 信用組合は財団法人斎藤報恩会産業調査所『最近に於ける宮城県産業組合の状況』87～8頁。

(2) 『登米郡史』下巻、四七―九頁。

(3) 上原信博『宮城県仙北地帯における地主構成と大農経営の性格』一二―四頁。

三、高利貸業の生成期（明治二七、八年頃まで）

先にみたように明治三〇年頃までがほぼ高利貸業の生成期である。ところで当家の高利貸業に関する資料が完備するのは、『貸金台帳』を記入し始めた明治二五年以後である。それ以前については、「借金証文」、「借金穀のメモ」、「日誌」など断片的な資料しか残されていない。従って生成期の分析は、資料の制約から概観程度にとどめるをえないことを予め附記しておく。

(一) 桜井家の成立経過（明治一〇年頃まで）

始めに、明治一〇年以後の高利貸業の展開過程を明らかにするため同家の成立事情についてみておく。しかしこの点については、すでに拙稿「原蓄期農村における徴税請負的制度の性格」（『農業総合研究』二二巻四号）で詳細に触れたので、ここではその大要を附記する程度にとどめたい。

維新以前の桜井家は、賭場の貸元を主業とする一方増締役（文久三年）、締役（慶応元年）という村方役人でもあった。締役とは、大肝入に直属し、管内の犯罪人の捜査や捕縛を行うなど、いわばいまでいう警察官であった。この締役の職権は、幕末になると著しく広められ、貢租米の未納の取立や仙台藩特有の買米制度（米穀専売）に抵抗する農民の脱穀の取締と摘発なども行うようになった。締役は、職権の強化に伴って大肝入、肝入にも匹敵する

程の権勢をもつにいたつた。このように幕末になつて旧藩権力の末端機構に連なつたこと、とくに貢租米徴収にたずさわつたことが、同家の発展の礎となつたのである。

当地は、維新の際に仙台藩領から切離され政府の直轄地に編入されたが、村政機構は依然として旧來のまま受継がれた。明治三年、旧來の貢租制度が確認・継承されるや同家は郡長代理を委嘱されて登米郡貢米納総代となつた。貢米納総代は、貢租米の徴収・保管・上納に関する一さいの責務を負い、当時における村役人の諸職掌のなかでも最も重要なものであつた。周知のように明治四年五月及び五年八月の再度の布告によつて石代金納が許された。これに伴い小農民の石代金納は勿論のこと、巨商や地方の豪商・豪農による買請石代金納も広く行われるようになった。買請石代金納とは、前期的資本家たちが貢租上納義務を遂行しえない小農民に代つて石代金納を果すことである。彼等はその代償として貢租米を徴収し、これを当時の未形成な市場、従つて未成熟な価格機構を利用して有利に売却した。かくて租税上納額よりも遙かに上廻る多額の譲渡利潤を一遽に取得したのである。

当地方においても明治五年から八年にかけて買請石代金納が広く行われた。すなわち五年は、三陸商社——旧仙台藩當時の特権商人たちの合本的商社——、六年には三越商社——三井組の傍系的商社——である。商社の買請石代金納の進展につれて貢租米徴収機構の頂点に立つ区戸長など豪農層も、これに迎合しながら前期的資本活動をおし広めていった。桜井家では五年に郷宿を始め、六年には三越商社の代人となり、さらに七年には自ら買請石代金納に乗出して一遽に貨幣的富を蓄積した。かくて八年には醬油醸造業を始め、また買請石代金納に結びついた高利貸付を楨杆に土地を集積し、一〇年には一三町余の地主となつた。ここに同家が将来醸造・高利貸を兼営する地主として成長するための土台が築かれたのである。

(二) 原蓄諸政策強行下の高利貸業（明治二〇年頃まで）

明治一〇年代は、絶対主義政府の原蓄諸政策が強行された。すなわち殖産興業を基軸に財閥的巨大資本の育成が進められる一方、地租改正を基軸に地主的土地所有の成立・発展がオーバーラップされながら展開した。⁽¹⁾このような原蓄諸政策の強行下に、桜井家の高利貸業はどのように展開したであろうか。それが成長のための条件、性格及び機能について検討することにした。

イ、高利貸業の存立条件

周知のように絶対主義政府による原蓄諸政策は、明治九年の定率地租金納の実施を皮切りに強行された。この地租金納は、自給経済を強力に破壊し、原蓄過程をおし進める最大の契機であった。しかしその影響は、農民的小商品生産の発展した先進地帯とそうでない後進地帯とは自ら異っている。後進地帯は、自給経済が濃厚であるからそれだけ貨幣経済に捲込まれる度合が強かった。なかでも東北諸県は、維新政府にたいする敗戦国という事情の下に原蓄諸政策が著しく苛酷に進められたから、その影響は一層深刻を極めたのである。⁽²⁾登米郡を中心にみれば次のようである。

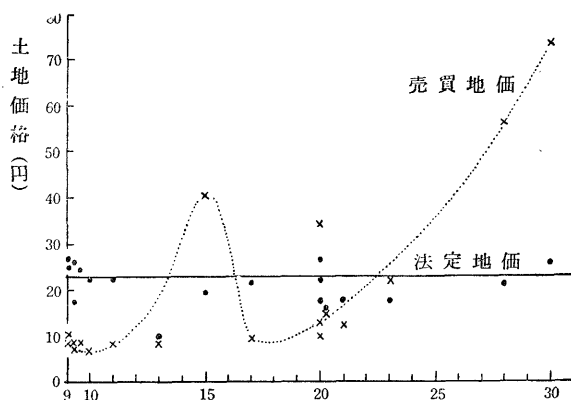
宮城県（旧磐井県の一部を含む）の地租改正事業は、山口県とともに明治六年から全国に先駆けて着手され、一年一〇月に完了している。当時登米郡の属した旧磐井県下の地租改正の結果について、『府県地租改正紀要』は次のように述べている。

「盤井郡一ノ関ニ田町氏アリ旧高三万石ヲ領シ其他ハ悉皆伊達氏ノ封土ニシテ旧高四拾三万石アリ其税法各地寛

苛異同アリト雖トモ之ヲ概言スレハ一般寛輕トス是ヲ以テ廢藩置縣ノ際新タニ檢見法ヲ施行シ當時ニ在テ較々適當ヲ得シモノノ如シト雖トモ然トモ實際尙未タ失寬ノ弊ナキヲ免カレス故ニ改租ニ際シ金八万三千九百貳拾四圓余ヲ増加セリ」

右の資料が示すように、地租は低められるどころかかえつて増徴された。地租の賦課基準となる法定地価は次のように決定された。当地方の地租は、地租改正事業の開始が早かつたために、他の諸県に較べれば相對的に低く決定された。しかし「県（宮城県……筆者註）で調べたのは、田一反歩平均七円位の申立」であり、實際の売買地価であつたのを、「頻りに説き聞かせて」「二二円の平均に引上げたが、それは「随分苦心を要したことであつた」といわれている。⁽³⁾この数値は登米郡の場合にも全くよく符合している。

いま桜井家の集積した土地一件ごとの法定地価と売買地価の推移を示せば第一図のようになる。これによれば法定地価は、土地の豊度によつて差異があるが、平均すればほゞ二三四位に決定されている。⁽⁴⁾売買地価は、地租改正当時は七七八円であつたが、一四年にかけての米価の急騰ポな上昇につれて騰貴し、それ以後のデフレ過程には再び法定地価を大巾に割つて下落した。このよ



第1図 法定地価及び売買地価の推移(明9～30年)

- 1 「土地権利証」(土地売渡証)による。
2. ・印は一件毎の法定地価。×印は売買地価。

うに一四、五年を除けば法定地価は、売買地価を大きく上廻っており、地租改正当時は、売買地価の実に三倍を示し、米価が底をついた一七年には二倍であつた。売買地価が法定地価を恒常的に凌駕するようになるのは、二〇年以後である。ここによりやく法定地価の封建的性格は、弱められるにいたつたのである。

以上から政府によつて一方的に決められた高い地価、従つて高い地租が、土地所有者なかんずく自給経済を基調としていた小農民にたいして如何に大きな影響を与えたかを知ることができる。原蓄諸政策の影響は地租だけではない。明治七年から実施された官民有区分による林野、入会地の没収⁽⁵⁾、さら一〇年代のインフレに続くデフレ過程がこれに拍車をかけ、より一層激しさを加えたことはいうまでもない。かくて小農民は、貨幣経済に集約的に捲込まれることによつてとくに支払手段としての貨幣の不足を惹起し、これは高利貸資本の本来的な、大きなかつ独自の致富基盤を提供した。

高利貸業の成長のためのいま一つの条件は、自給経済を破壊する凶作である。当地方では明治八、一〇、一一、一七年と相次いで大小水害に見舞われ、また一九年には旱害の被害をうけた。いうまでもなく凶作は、小農民の生産諸手段や生活資料を喪失せしめ、再生産の進行中にはこれを恢復しえなくなる。小農民は、この場合再生産を維持するための購買手段としての貨幣をとくに必要とする。

一〇年代は、以上のように苛酷な原蓄諸政策に凶作が絡み合いながら小農民を困窮に追いやり、彼等の貨幣需要を一遽に喚起したのである。

高利貸業は、右の与えられた客観的諸条件にたいしてどのように入り込み、どのように貨幣蓄積を果したのであらうか。これがためには、まず前期的資本活動の前提となる彼等の貨幣蓄積の状態について触れねばならない。

当地方は、米穀農業を基調としていたが、しかしそれは次の事情によつて發展を阻害されていた。明治維新以前には仙台藩の過重な貢租（五公五民）と例の買米、さらに両者の増徴によつて米の商品生産の成果がごとく藩に奪われ、小農民の再生産すら常に脅かされる有様であつた。維新を迎えて買米制度は廃止されたが、貢租は依然として彼等の上に重くのしかかつていた。⁽⁶⁾こうした事情の下に、商品生産及び流通は極度に抑えられ、従つて豪商・豪農たちの前期的資本活動もそれだけ狭隘であつた。

「明治維新において廢藩が行われ従来の買米制度も廢藩と共に廢止された。同時に明治初年の米納より金納への納税制度の改革によつて石巻に於ては米穀商品化が激増された。併し藩政時代の買米制度の実施によつて米穀の商業機能が著しく狭隘化されて居た為に、其米穀の商品化の激増は石巻の米問屋には余りにも過大なる所の經濟的変改であつた……斯る状態では米穀の配給が自由取引になつても同地の米商人は其を円滑に遂行する事が出来なかつた。此処に於て其事情を察知致した消費地の即ち東京の米商人は石巻へ赴いて、同地に於て商品化された米穀を買集め其を東京へ廻漕した。石巻の米商人が明治維新の米穀集散過程の變革に順応し得る様に發達する迄、東京の米商人が石巻の米商人の行うべき所の機能を行うと云う奇現象を呈したのであつた。」⁽⁷⁾

仙台に次ぐ商業都市石巻の商人ですらこのような状態であつたから、郡村における豪商・豪農たちの活動は一層狭く、従つて貨幣財産の蓄積は著しく低くかつたといえよう。

では彼等の僅少な貨幣財産は、新たに与えられた条件の下で、どのように蓄積運用されたのであろうか。詳細については後に触れるが、彼等の前期的資本活動は、先述したように当地方における商品・貨幣流通の低さ、小農民の停滯的な單純再生産とその破壊によつて根本的に制約されていた。高利貸に限つてみれば、小農民の保有する貨

幣財産が僅少であつたから貸付貨幣の回流は全く危険であり、その上小農民の最も基本的な生産手段である土地も、後述するように土地価格の未形成から高利信用契約の終局な保証手段とはなりえなかつた。かくて高利貸業の自立的な發展は、著しく阻害された。

以上みてきたように、高利貸業の生成のための客観的条件——小農民の貨幣不足——は集約的に与えられたが、主体的条件——貨幣蓄積の低さと貸付貨幣回流の危険——がこれに照応しえない。両者の背馳は、高利貸業の十全な發展を制約するとともに、その性格と機能を規制する。

口、高利貸業の性格

以上の条件に制約された桜井家の高利貸業はどのような性格をもっていただろうか。資料の制約から高利貸業の全般的な發展の動向を捉えることはできない。ただその特徴的な性格を列挙すれば次のようである。

第一に、貸金利子が極めて高く、しかもその利子の分布が広汎にわたっていることである。第五表をみよ。二〇年までの平均的な利子率は、貸付頻度の高い三〇%とみてよいであろう。⁽⁸⁾この三〇%という驚くべき高利は、如何なる理由によるのであろうか。先述のように当時の高利貸層の低い貨幣蓄積が、小農

第5表 利子率別貸金内容

	明治10年以前		11~15年		16~20年		21~25年	
	件数	1件当り貸高	件数	1件当り貸高	件数	1件当り貸高	件数	1件当り貸高
無利子	0	0	1	15	2	35	1	2
20%以下	0	0	0	0	1	200	0	0
20%	4	143	0	0	1	200	3	103
24%	0	0	0	0	1	15	1	10
30%	6	15	2	57	6	46	0	0
40%	1	5	0	0	0	0	0	0
60%	0	0	1	2	0	0	0	0
120%以上	1	50	0	0	0	0	0	0
不明	3	14	5	34	2	2	1	4
不計	15	51	9	33	13	57	6	54

1. 桜井家の「借用証文」,『日誌』『土地権利証』より拾集。

民の絶対的貨幣不足を解消するにいたっていないこと、いい換えれば貸付けうる貨幣の供給にたいし貨幣（單なる購買及び支払手段としての）需要が多いことによるのである。ところで利子は、この三〇%を頂点に、無利子から最高一二〇%にわたつて広く分布している。これはなぜか。貸付対象を異にした貸金利子が重なり合つて表示されているためである。いま一件当り貸金高をみると利子率別にかんがりの差異がみられる。すなわち無利子を除き二〇%とそれ以下は、常に一件当り平均貸金高を遙かに上廻り授信能力の高さを示している。三〇%以上はその逆。ここに両者の間に断層がみられる。前者は例外なく米穀商人への貸付であつた。だから米穀商人は、高利貸業から相対的に低利かつ多額の信用を享受しえたといえよう。このことは、彼等の多くが桜井家と同様に商業だけではなく地主や高利貸であり、従つて相当の貨幣蓄積をもつ階層として高い信用能力をもち、また彼等は一定の前期的利潤を予測しながら資本の借入れを行うから、恰も産業資本と近代的貸付資本との關係にみられるように高利貸業者にたいして多かれ少かれ利子率を抑制する力を内在的にもつていたからである。⁽⁹⁾後者は、小農民や小營業者などへの貸付であつたと思われる。彼等は商人とは逆に高利貸業者から高利かつ小額の信用しか受けられない。それはなぜか。高利貸業者は、小農民や小營業者たちの支払能力の低さ⁽¹⁰⁾貸付貨幣回流の危険から借手の支払能力を限度として偶然的・非法則的に利子を決定する。その場合、借手は利子を抑制する力を原則的にもたないから、彼等の剰余価値は勿論のこと労賃部分にまで喰込む程高くなる。だから高利貸的利子率の広い分布は、商人の低利かつ硬直的な利子と小農民や小營業者たちの高利かつ偶然的・非法則的な利子が重なりあつて表示されているといえよう。

しかしこのように高利かつ偶然的・非法則的な利子は、全く不変ではありえない。農民的小商品生産の發展につれて次第に是正されてきた。⁽¹⁰⁾すなわち明治一〇年以前から二〇年までは、平均的な利子率三〇%を頂点に、一二%

から一二〇%にまで両極に分布されていたが、二一〜二五年には平均的な利子率が二〇%となり、二〇%から二四%の分布となつてゐる。ここに利子率の低下及びその硬直化傾向を暗に読みとることができるのである。

第二の特徴は、米穀引当の貸金及び貸穀の比重が高いということである。米穀引当の貸金について一例を挙げれば次のようである。

受 領 証

一、金三拾三円七拾貳錢貳厘

右者明治十三年三月四日貴殿ヨリ金貳拾円利付(年利に換算すれば六割である……筆者註)ニテ同年六月卅日限り返済可致定約ヲ以借受候所返期ヲ滞リ追々明治十三年七月ヨリ十四年十二月迄ニ小麦貳石ニ大豆壹石ト都合三石高入石致シ其當時之相場ヲ以此金九円トナシ残ル元足金前額之如ク今般払込可申分私儀家事向連々不如意ニ相成迎茂返済ノ目途無之ヲ以此度特別之御情ニ基キ受領致度相願候所御承知被下……ニ受領致シ候就テハ示後子孫に至ル迄御懇情決テ忘却致聞敢ク依而親子連名ヲ以差入置之一札如件

明治十九年五月廿一日

登米郡田沼村

受領願人 瀬淵市太郎

同 郡同村

伴 瀬淵丈之助

桜井保治殿

右の「受領証」は、債権放棄証であるが、この中にみられるように、貸金の返済は必ずしも貨幣によらず米穀の

両者の結合が典型的に示されるのは、一〇〜一四年の異常な米穀価格の上昇期であつたこの点に關しては後に改めて検討することにした。一五年以後の米穀価格の暴落は、桜井家の米穀業とともに米穀引当の貸金、貸穀を衰退せしめた。二〇年以後の農民的小商品生産の發展は、さらにこれを驅逐してゆく。

第三の特徴は、信用貸の比重が極めて高いことである。前掲第五表掲載の資料を担保別に整理すれば次のようになる（第六表）。これによれば二〇年までの貸金総件数三七のうち

第6表 担保別貸金内容

	明治10年 以前	11～11年	16～20	21～25
不動産（土地・家屋）	4	0	2	2
動産（米穀その他）	1	0	2	1
無担保（信用）	10	9	9	3
計	15	9	13	6

1. 出所は第 5 表と同じ.

無担保信用貸（二八で圧倒的に多く、次いで不動産（土地・建物）六、動産担保貸三となっている。この無担保信用貸は、商品・貨幣経済の未発展に即応した最も古い信用形式である。当時のように生産力が低く、しかも小農民の剰余価値領有が常に脅かされるときには地主的土地所有の成立条件——ここでは商人・高利貸資本的利潤率に見合う土地価格の成立——が弱く、従つて不動産なканずく土地担保貸も行われにくい。こうした事情の下で貸付貨幣或は米穀の回流を保証する措置は、相変らず信用貸である。信用貸といつても単に借入者の人格を信頼してなされるのではない。いうまでもなく信用の基礎は借入者の拡大再生産に根ざしている。拡大再生産の契機をもたない小生産者の場合には、彼の領有する剰余価値そのものである。¹¹⁾ 剰余価値領有が脅かされるような小生産者への信用貸には、保証人をつけるのが常である。保証人は、通常親戚や部落の有力者になることが多い。ここに選ばれた保証人は次の機能を果す。すなわち借受人の信用能力——剰余価値領有——の弱さを補充するとともに、借受人と保証人の人格的支配・従属関係を基調として貸金返済を安全ならしめることである。

農村における商品・貨幣経済のより以上の発展は人格的支配・従属関係を弱め、商品交換を媒介とした新しい経済秩序をつくり出してゆく。この過程は、高利信用契約の信用形式の面では信用貸の衰退、不動産——とくに土地——担保貸の増大としてあらわれる。それは後にみるように二〇年代を経て三〇年代になつてからである。

以上、一〇年代における高利貸業の性格について素描してきた。ここで見えることは、商品・貨幣経済の未発展な段階での高利貸業は、その機能条件の狭隘なために、自立的かつ十全な発展が制約されるとに、極めて非法的・原始的な性格を強く残していたということである。

ハ、高利貸業の機能

高利貸業はどのような機能を果たしたであろうか。これがためには高利貸業と桜井家の他事業との関連をみながら、資本蓄積の具体的な内容について検討してゆくことが必要である。

同家諸事業の概要を知るため参考までに事業別収益を挙げておく(第七表)。これによれば一二年は、地主、醸造、貸金穀及び米穀の四事業を営んでいたが、なかでも米穀業が最も収益が高く、いわば主業の地位にあった。二〇年及び二四年には、米穀業が姿を消し、残り三事業が主業となっている。ではこれらの諸事業と高利貸業はどのように結びついていたのであろうか。資料の制約からおおまかにみてゆくことにしよう。

米穀業と高利貸業　すでに触べたように桜井家の米穀取引は、地租改正以前から貢租米を基軸に展開した。では同家の米穀取引は地租金納実施後どのように変化しただろうか。周知のように明治九年に、大蔵省出納条例が出された。これに伴い農民の自生的な石代金納は勿論のこと巨商や地方の豪商・豪農たちによる買請石代金納も全面的に廃止され、土地所有者は自らの責任において地租金納を果さねばならなくなった。ここに農民の米穀販売は必至となり、豪商・豪農たちの致富基盤は以前にも増して拡まった。しかしこのような新しい条件が与えられたにもかかわらず、いままおこれに即応しうる米穀流通機構は形成されていなかった。というのは、いまままで農民米の流通が極めて僅かだったからである。そこで旧来の徴税請負的機構を再編成して生れてきたのが第二「一賢社」である。

第7表 事業別純収益

		明治11年	20年	24年
		円	円	円
地	主	15	318	397
醸	造	90	430	381
貸	金	?	100	275
米	穀	100	0	0
そ	他	5	0	0
	計	?	848	1,053

1. 明治11年は、地主収益を除き、「商業収利書上」(『日誌』記載)による。地主収益は11年度の小作米実収高23石(『小作収入台帳』)を石当り米価8円10銭で売却したとすれば186円となる。なお公租公課(土地総収益の92%—後掲第9表参照)を控除すれば15円となる。
2. 20年及び24年は、「所得税書上」(『日誌』記載)による。

一賢社について知りうる何らの資料も持っていない。当家の『日誌』に記載された米穀取引事情から推測すれば、この一賢社は石巻の米穀問屋阿波野謙助(旧三越商社手代)や鮎原龜吉らによって設立されたものらしく、第二一賢社とは、いわばその支店とでもいへば組織だったらしい。なぜこうした組織を必要としたかといえば、郡村の豪商・豪農たちが、農民米を一手に買占めるには彼等の貨幣蓄積があまりにも微弱であつたし、また貢租米流通機構を掌握していた桜井家を除いて殆ど米穀取引に習熟していなかつたからだと思われる。そこで桜井家を第二一賢社の社長となし、彼と深い關係にあつた阿波野謙助らに依存することとなつたのであろう。従つて第二一賢社は、米穀取引を願う登米町の豪商・豪農たちを糾合し、かつての徴税請負的機構(三陸商社―同出張商社―農民、三越商社―同代人―農民)を、新しい条件の下に再編成した米穀の独占的な買占機構だといえよう。当社は次のような事業を行っている。第一に、株主にたいする買占資金の貸付である。株主の買占資金の不足は、当社の出資金、積立金の中から株券或は米穀を担保に貸出されている。もしもこの貸出資金が不足するときは、阿波野謙助から借入れるのである。第二に、米穀の共同販売である。米穀の購買は、株主の自由に委ねられていたらしいが、販売面では、株主の買占めた米穀を一括して阿波野及び鮎原商店へ送付され、そして売却された。当社は、この販売額のうちの一定の口銭をとり、残りを株主の抛出石数に応じて配分していた。

米穀取引に参加した豪商・豪農たちはどの程度の利潤を挙げたのであろうか。いま一例として一〇年一〇月當時の米価について、同家の『日誌』をみれば石当り現金買は二円九三銭、前金買は二円二七銭、そして売却先の石巻相場は地元相場のほぼ五〇銭高であつた。だから現金買は石当り五〇銭、前金買の場合には一円一〇銭前後という高い譲渡利潤をえたことになる。登米郡における米穀流通は、広通社が進出してくる一二年後半まで第二一賢社が

独占していたから、地租金納のため窮迫販売を余儀なくされた農民に吸着しつつ容易に高い利潤を挙げえたのである。

桜井家の米穀業利潤は、前掲第七表に示したように、一年は僅かに一〇〇円に過ぎないが、それでも他事業に較べれば高かった。しかしこの数値は、営業税の申告のためのものでかなり過少に見積られていると考えられるし、またこの年は凶作によって米穀買占が困難だったことも影響している。二年には、約二、〇〇〇石（うち醤油一五〇石見当）の米穀取引を行い、約一、〇〇〇円の利潤を見込んでゐる。

「一金貳千八百円也。右者本年一月カラ十二月迄売高見積。醤油、米穀ベテ二千石、右口銭ニ見做シ、売高壹万円、口銭金百円トシ陳レバ大凡売益千円ニシテ、外商及金貸利トモ合計貳千八百円ト見做サン」（桜井家『日誌』二年一月三一日）

ところで第二一賢社は、一四年三月以後の相次ぐ米価の下落によつて、その機能を殆ど麻痺されてしまふ。株主のなかには米穀投機の失敗から多額の負債をおり、株券や土地・建物を手離すものもでてくる。桜井家も米穀業から完全に手を引いてしまうのである。

（*）登米郡には、第二一賢社の他にいま一つの米穀会社がある。それは佐沼の商人が中心となつて二年六月に設立した広通社である。同社は資本金三万円（後に一〇万円に増資）で次のような事業を行っていた。「米豆、生糸、海産物の売買を目的とし……佐沼を中心として郡内外、他県等よりも株主を募り、佐藤尚平氏を社長となし、石巻に出張所を置き、福島県小高、中村方面、岩手県岩谷堂方面に至るまでを其勢力範圍となし、……近効近在より米穀を買占めて之を関東方面に移出し商勢大に振い、更に本吉郡横山村に製糸場を置き、附近の繭を買い集めて製糸業をも兼営する等益々其規模の拡張を計り、当時の地方民をして驚歎せしむるの一革陳を張るに至れり」（半田卯内伝『九頁』）。以上のように広通社は、第二一賢社が貢租米流通機構

を再編成し相変らず地方の大商人に従属しているのとは違って、本拠を佐沼に置き、石巻を始め他県各所に支店を設置して旧来の米穀流通機構を打破しつつ新たに市場拡大を試みたこと、また本県における製糸工場の嚆矢となった横山製糸場を設置することなど、新時代に最大限に照応しようとする豪商・豪農の積極的な動きとして注目しなければならぬ。しかしこの広通社も、「幹部西条佐助等が東京に在りて相場に失敗したる事が導火線となりて同社の損害一万四千八百円に達し、為に佐沼町を中心とする附近有産階級の約三分の二は倒産の憂目を見るの悲惨事を惹起す」(『前掲書』二〇頁)に至り、遂に解散を余儀なくされたのである。

次に米穀業と高利貸業との結びつきについて触れよう。米穀業は一〇年代前半における当家の最も儲けのある事業であつた。農民が地租金納を果すためには、米穀流通機構を独占していた第二一賢社の株主に米穀を売却しなければならぬ。だから株主たる米穀商人にとってみれば有利な購買が可能であつた。最も効果的な価値収奪は前金貸による場合である。いい換えれば米穀引当の貸金である。このように米穀業は高利貸資本機能に支えられながら展開した。一方高利貸付は、先述のように小農民の貨幣財産保有の僅少なため貸穀或は米穀引当の貸金の形態をとる場合が多く、従つて米穀業と結びつくことを余儀なくされた。かくて両者は密接に結びつきながら資本蓄積をおし進めていったのである。ここに、高利貸業の自立的な展開が不可能な段階、いい換えれば、農村における商品生産及び流通が極度に低く、また地主的土地所有の成立条件——前期的資本の土地への転化、その一示現としての土地抵当貸——の未成熟な段階における商人資本と高利貸資本との結合の姿をみる事ができるのである。

地主的土地所有と高利貸業 始めに当家の土地所有の状態について概観しておく。当家の『小作収入台帳』(明治一〇—二二年までは、『田畑小作住セ不作田地見帳』と呼んでいる)は、明治一〇年に整備された。しかし一一年から三八

年までの台帳には、契約小作料、小作料減額、実収小作料の総計部分のみが記載され、他は削除されている。従つて『小作収入台帳』から土地所有の増大傾向を知ることとはできない。これに代る資料として『土地移動登録簿』及び「土地権利証」（土地売買証文）がある。これらの資料によりながら土地集積の実態をみれば次のようである。明治一〇年の『小作収入台帳』によれば同年の小作地は、田一二町四反、畑一町三反である。また明治七年から二〇年までの土地集積は、第八表に示すごとくである。これによれば七〜一〇年には、田畑合計一六町五反余の土地を集積し、一〇年代に比して遙かに多い。これは当家が徴税請負を行った際の小農民の累積された負債が、八年の大凶作、九年の地租金納実施によつて返済不能となり、遂に土地手離しを余儀なくされたためであらう。⁽¹²⁾一〜二〇年は、三町九反余で一〇年以前より遙かに少い。いまこの時期をインフレ期（一一〜一四年）とデフレ期（一五〜二〇年）とに分けてみれば、それぞれ六反余、三町三反で後者の比重が高くなっている。

一〇年代の土地集積がこのように少いのはなぜであらうか。これがためには、前期的資本が土地に転化するための条件が与えられているか否かについて検討しなければならない。⁽¹³⁾反当土地利廻りを試算すれば第九表のようである。こ

第 8 表 土地集積状況（明治 7～20 年）

	筆数	種 目 別 土 地 面 積			
		田	畑	宅地	計
明治 7 年	5	反 19.620	反 1.000	反 0	反 20.620
8	11	19.626	1.115	0	20.811
9	28	74.901	4.411	0	79.312
10	15	36.601	8.406	0	45.007
11	2	3.701	401	0	4.102
12	1	?	?	?	?
13	1	1.824	0	0	1.824
14	0	0	0	0	0
15	13	4.825	923	0	5.818
16	2	0	0	1,516	1.516
17	1	7.122	0	0	7.122
18	0	0	0	0	0
19	3	0	1.901	627	1.523
20	10	15.315	0	704	16.019

1. 筆数は、『土地移動登録簿』による。
2. 種目別土地面積は、「土地権利証」より集計。但し売却部分は含んでいない。

ここに明らかなように、高利貸業の平均的利子率はほぼ三〇％に一定しているが、土地利廻りは一〇年及び一三年を除いて著しく低く、しかも極めて不安定である。これはなぜか。土地利廻りを規定する要因についてみてゆこう。第一に、小作料の高さ及びその決定方法について次のことが指摘しうる。反当契約小作料は、〇・七二〇～〇・七六五石である。この数値は、当地方の反当収量のうちの程度の比重を占めていたか、いい換えれば小作料率の高さである。いま『県統計書』により一五～二〇年までの登米郡における年平均反当収量を算出すれば、〇・九三四石、

第 9 表 反当土地利廻りの推移（明治10年～19年）

	明治10年	11年	13年	15年	17年	19年
反 当 売 買 地 価 (A)	6.60 円	8.10	18.00	40.20	9.70	—
" 契 約 小 作 料	0.720 石	0.725	0.735	0.745	0.755	0.765
" 小作料減額比率	12.7 %	79.8	0.3	0	2.2	34.9
" 実 納 小 作 料 (B)	0.629 石	0.161	0.733	0.745	0.753	0.493
石 当 り 米 価 (C)	3.30 円	4.83	7.55	6.00	3.30	—
反 当 法 定 地 価 (D)	23.00 円	23.00	23.00	23.00	23.00	—
公 課 率 (E)	3.0 %	3.0	3.3	3.3	3.3	—
土地利廻り $\frac{BC-DE}{A}$	21.0 %	1.1	26.4	3.5	17.5	—
地 租 負 担 率 $\frac{DE}{BC}$	33.2 %	92.0	13.7	17.0	30.6	—
高利貸業平均貸付利子率	30.0 %	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0

1. 反当売買地価は、「土地権利証」（買入土地一件ごとの売買証文）による。この数値は、法定地価四前後の土地（土地条件同一と仮定）を抽出し、その反当売買地価の平均値である。
2. 反当契約小作料、同減額比率、同実納小作料は、『小作収入台帳』より算出。ただし、同家の『小作収入台帳』には、明治11年から38年までは村毎の数値がないため、10年の契約小作料0.720石と39年の0.865石の増加部分を20年で除し、加算した。
3. 石当り米価は、『日誌』に記載された地元相場、年間最高・最低の平均値を算出。なお同家の売却先石巻の米相場は、石当り地元相当のほぼ50銭高である。
4. 公課率は、地租法定地価の2.5％に附加税＝12年までは地租の5分1、それ以降3分1のを加えた。
5. 高利貸的利子率は、前掲第5表参照。

凶作年度を除いた年平均反当収量は、一・一〇〇石である。仮に後の数値から小作料率を算出すると六五・七〇％となる。なお地主取前のうち地租負担率を三〇％とすれば、收穫米は、小作農民三〇％、地主五〇％、地租二〇％、の割合で分配されたことになる。地主取前の著しい高さが注目される。しかし桜井家の小作地は登米郡のなかでも生産力の低い豊里及び吉田両村にあつたから、小作料率はさらに高いと考えられる。

さてこのような高い小作料率は、どのようなメカニズムの下に決定されたのであろうか。四一年の小作争議の際に、小作人が地主に提出した『請願書』（東北大学農研馬場昭氏所蔵）をみれば次のように書かれている。

「農里村大字赤生津部落小作立附米ハ従前本地上田六畝歩ヲ以テ五斗（反当〇・八三三石……筆者註）、新田山通銘上ハ七畝歩ヲ以テ五斗（反当〇・七一四石……筆者註）、銘下ハ一反歩五斗ヨリ五斗五升迄立附居候所、明治七年地券改正後ハ反別モ実地丈量幾分力増減ヲ生シタルモ小作証訂正モ為サス銘下番江ニ至ルマテ七畝五歩或ハ一反歩六斗以上ノ立口ニ引上ケ小作致シ来リタルモ明治八年以降土地売買代金ヲ高メント買主ヲ欺キ八畝立ヲ七畝立ト云フモノノ如ク売買ヲ履行ス。或ハ従前八畝歩ノ定ヲ以テ小作セシ居ル等モ有之又ハ他ノ小作ヲ羨ミ隠ニ地主ニ対シ反別ニ応ス増石ヲ上納致ベク云々ヲ願立小作セシ向キモ有之為ニ自然小作米ニ不相当ナルヲ認ムルモノ往々有之……」

右の資料に示されるように高率小作料は、地租改正事業の進行過程に「実地丈量幾分増シタルモ小作証訂正モ為サ」なかつたり、一方において「土地売買代金ヲ高メント」し、或は「他ノ小作ヲ羨ミ」小作料の引上げを承認するなど、経済外的強制と経済的強制が絡み合いながら成立していたといえよう。⁽¹⁴⁾しかし契約小作料に示されたこの高率小作料は、度重なる凶作によって常に脅かされていた。すなわち一〇年及び一一年の水害によりそれぞれ一二・

七%、七九・八%、一九年の旱害により三四・九%の小作料減額をみたのである。

第二に、米価はどうか。いうまでもなく土地価格は、小作料及び利子率が一定とすれば、米価の変動に影響される。その場合土地価格の変動は、常に米価のそれに遅れがちである。だから米価の上昇、とくに傾向的な上昇期の土地価格は、米価より相対的に低くなり、それだけ土地利廻りは高くなる。米価の下落期にはその逆。一〇年代についていえば、前者は一一―一四年、後者は一五―二〇年である。かかる著しい米価変動は、凶作とともに土地利廻りを不安定にする大きな要因であった。

第三に、土地収益からの一定の控除部分をなす公租公課はどうか。当地方の地租及び附加税は、先述のように売買地価を遙かに上廻る法定地価を基準として決定されていた。地租の公課率に限れば、一〇年一月には、自由民権運動の成果として法定地価の三%から二・五%に軽減された。しかしなお土地所有者に著しい負担を与えている。先に試算したように地主は、高率小作料を小作農からとることによって、高い地租の負担を實質的に彼等の上に転嫁したが、それでもなお地租は凶作或は米価下落のときに土地利廻りを脅やかす要因として浮び上ってくる。すなわち土地総収益にたいする地租負担率は、一〇、一一、一七の各年にはそれぞれ三三・二%、九二・〇%、三〇・六%となっている。

土地利廻りは、以上の諸要因によつて商人・高利貸資本的利潤率——ここでは高利貸業の平均的利子率——を大中に割るのである。ここに端的に示されるように、地主的土地所有は、前期的資本にとつて相対的に不利なしかも不安定な投資対象であつたといえよう。

次に地主的土地所有と高利貸業の關係についてみよう。小農民の借金はもとより拡大再生産のためではなく、彼

等の再生産が破壊される天災・地変か、さなければ自給経済が貨幣経済に徐々に或は集約的に捲込まれるときである。こうした条件の下では、貸付貨幣の回流は殆ど困難であり、むしろその中断を予め想定しなければならない。この場合、高利信用契約の究極の保証手段となるのは、他ならぬ小農民の基本的な生産手段たる土地である。しかし一〇年代は、それも土地所有の不安定から不可能であった。このことは、高利貸資本が土地集積の槓杆としての機能を十全に果しえないことを意味する。では一〇年代の土地集積はどうしてなされたのであろうか。前期的資本が、直接にしかも積極的に土地に転化したとは到底考えられない。だとすればやはり商人・高利貸資本機能を媒介とした土地集積であったといわねばならない。すなわち一四年までの高利貸業は、米穀に結びつきながら貸穀、米穀引当の貸金という形態をとって発展した。貸金回流は、米価が騰貴を続けている限り米穀でなされても充分保証された。しかし米価が下落に転じた一五年以後は、米穀が貸金の引当物件とはなくなり、すべて貸金返済に改められた。また米穀商人が、第二一賢社から米穀を担保に借入れた場合も同様である。彼等の負債は、株券を集中した桜井家の債権に切換えられていった。かくて貸金返済の能力に乏しい小農民や一部の商人たちは、負債が累積し遂に土地手離しを余儀なくされたものと思われる。

以上のように、地主的土地所有と高利貸資本の抱合関係は、いまだ成熟していない。従つて高利貸資本は、土地集積のための槓杆としてではなく、むしろ結果的な、消極的な機能を果たしたに過ぎなかつたといえよう。両者が密接に抱合しうるようになるのは、二〇年代を経て三〇年以後である。

醤油醸造業と高利貸業 当家の醤油醸造は、明治八年から始められた。ところでこの時期の醸造業に関する資料は、他事業と同様にほとんど欠如している。ここでは、三〇年以後に顕著な発展を示す醸造業の展開過程を明らかにす

を手掛りとして、その概況をみることにしたい。

醤油醸造は、どのように展開したのであるか。『日誌』によれば、一二年（醤油醸造高及売捌高御届）には、醸造石数一五〇石、販売石数一〇〇石であり、一八年（醤油製造予算調）には、醸造石数七〇石となつてゐる。両年度以外については知りえないが、インフレ・デフレ過程に照応して恐らく醸造石数にも変化があつたであろう。インフレ期には、需要が増大したのであろうか、当家の醸造設備では間に合はず、山田醸造店から土蔵一棟、醤油桶九本を年間五円の賃借料で借用している。松方紙幣整理の影響を受けてた一五年以後には、当地の醸造業者のなかにも倒産者が出た。桜井家は、一五年に福久醸造店の土蔵一棟、醤油醸造設備一式を一七〇円で買収している。

醤油の生産過程は、どのような特質をもっているか。労働対象は、いうまでもなく小麦、大豆、塩、薪などである。なかでも小麦、大豆は主要原料である。醤油の醪一石は、大豆五斗、小麦五斗、塩五斗より製造される。主要原料は、同家の畑小作地が二〇年においても僅かに一町八反三畝に過ぎなかつたから、小作料に依存することはほとんどない。いい換えれば、醸造業と地主的土地所有との直接的な関係は殆どないといつてよい。かくて農家の購入によつて大部分を賄つていた。その場合、米穀業にみられたように、貨幣不足に悩む小農民に吸着し、前金貸による有利な購買が可能である。では労働手段はどうか。精攪器、砂煎器、洗滌器、割碎器、圧搾器など原動力の使用は、いまだ全くみられない。家内工業と同様に、従来の道具と木造設備だけである。ただ醤油の圧搾過程に、テコを利用する締木が注目される位である。だから醤油生産は、依然として過重な労働力に依存する以外にない。労働力はどうか。労働者は桶司と臨時人夫である。桶司は醸造過程の一切の責任をおり、彼の裔した技能が醤油の良否を決定する。当時の桶司は東京に在住しており、仕込時にだけ指導に来ていた。臨時人夫には、地元農村で排出

する生計補充的賃労働、或は借金奴隷を使用していた。後者の一例として当家の手代の採用事情をみれば次のようである。

証 書

一、金 拾貳円五十貳銭也

是ハ明治十五年四月中親子連名ヲ以金三十円御拝借仕利子金也 但本年末月マデ

右ハ速ニ御渡シ可申上金ニ御座候処方今ニ至リ私生活不如意ニ付御情金トシテ被御下金ニ候処難有仕合奉存候 依而頂戴

証一札如件

明治十七年八月廿三日

松 坂 嘉 兵 衛

桜 井 保 治 殿

前証書差分今明治十五年四月十九日ニ所存度々ニ至候以金三拾円借受申入候ニヨリ同人へ用立候分其後利金トシテ金貳円也十五年七月二日受取此度願ニ依り手代ニ召仕置候此願ニ金三拾円也出金トシテ呉渡直ニ同高嘉平ニ貸金ニ致石出金ヲ前高ニ繰入事済ニ相成候事

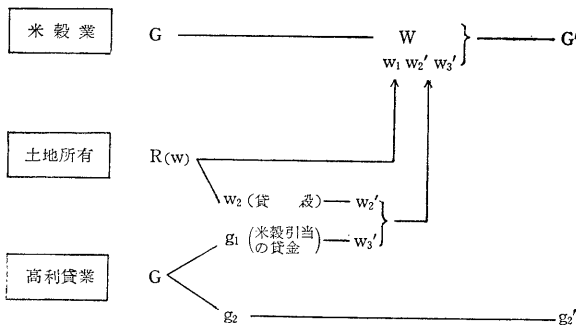
労働過程は、以上のように安い労働対象、旧態依然たる労働手段及び非近代的な労働力をもつて推し進められた。だから価値増殖過程の面からみれば、当然のことながら剰余価値率の異常な高さとしてあらわれてくると思われる。では流通過程の特質はどうか。購買過程については先に触れたので省略する。販売過程は、次の二つに分けられる。一つは自給生産から尾を引く委託生産及び販売である。

「川村カラ醬油仕込被頼。 右川村分造リ桶小サキニテ四石丈ケ造リ前大豆五斗残ル」(一一年一月一四日『日誌』)

いま一つは、生産者↓消費者、或は生産者↓小売商↓消費者のルートで販売され、いまだ卸売は全くみられない。醸造業と高利貸業はどのように結びついていたのであろうか。資料の制約から全く知りえないが、二〇年以後にみられるように、大豆や小麦など主要原料の買入れの際に、高利貸業から資金の供給をえていたものと思われる。

以上、当家の諸事業を概観しながら高利貸業との関係及びその機能について素描してきた。ここでいえることは、商品・貨幣経済の未発展から前期的資本活動が著しく制約されたことである。たゞ米穀業だけは、その影響を比較的に受けずに、地租金納に悩む小農民に吸着しつつ米穀市場の未形成、従って価格機構の未成熟、さらに米価騰貴に刺戟されて発展しえた。地主的土地所有は勿論のこと高利貸業も農民の自給経済に照応して現物形態での価値増殖を図らねばならなかった。かくて当家諸事業は、米穀業に結びつくことを余儀なくされた。だからこの時期における当家の資本蓄積は、現物形態での価値増殖を基軸に、米穀業、高利貸業及び地主的土地所有が三位一体となつて行われたものと思われる。この関係を図示すれば下のようになる。

しかし右の三位一体的蓄積は、一四年の米価下落を契機に終止符をうつ。かくて高利貸業は、或程度の自立的な発展を余儀なくされた。一〇年代後半の高利貸業は、地主的土地所有成立の条件が未成熟であるため、積極的な抱合関係はみられないが、債権確保ための手段として消極的かつ結果的な土地集積を齎らしたのである。



註(1) 井上晴丸『日本資本主義の發展と農業及び農政』第二章參照。

(2) 木下彰『日本農業構造論』及び『東北振興問題』(農業発達史調査會資料第七四号)に詳しい。

(3) 有尾敬重『本邦地租の沿革』一一九頁、前掲『東北振興問題』二六頁。

(4) 參考までに旧盤井県下の反当平均法定地価を挙げれば二一四四七錢である。『府県地租改正紀要(中)』、旧盤井県ノ項、六頁。

(5) 宮城県における林野、入会地の沒収は次のようであつた。「牧野ノ沿革ヲ案ズルニ藩制時代ニ於テハ山野到ル所ニ放牧探草ヲナシタルモノノ如シ……明治五年政府ハ地租賦課ノ目的ヲ以テ土地調査ヲナスニ際シ口碑ト雖モ何村持ト唱ヘ樹木草葉等其ノ村ニテ自由ニナシ来リタル如キ山野ノ類ハ旧慣ニヨリ其村持ト定メ民有地ニ編入シ又從來村山林ト唱ヘ樹木或ハ燒払等ソノ村所有地ノ如ク進退シ他ノ普通ソノ地ヲ利用シテ天生ノ草木等ヲ伐採シ来タリタルモノト異ナル類ハ従前ノ租税ノ有無ト簿冊ノ記否ト拘ラス前顯ノ成績ヲ視認シ民有地ト定メタリ、然レトモ従前稊永、山永、下草錢、冥加永等ヲ納ムルモ培養ノ勞費ナク自然生ノ草木ヲ伐採シ来リタルノミナモルノハ官有地ト定ムルコトス、……斯クシテ本県ニ於テ官有地ニ編入セラレタル土地ハ約二十万町歩ニ達ス、然ルニ明治三十二年ニ至リ民官有区分ノ誤謬ヲ訂正スル為ニ国有土地森林、原野下戻法ノ発布ヲ見ルニ至リ宮城県ニ於テ下戻ノ申請ヲナシタルモノハ九万七千三百五十六町歩ニ及フ、其ノ中之マテ(昭和二年末)下渡ヲ受ケタルモノ僅カニ一万七千八百二十四町歩ニ過キス」(帝國馬匹協會『牧野使用ニ関スル調査』六〇三―四頁―木下彰『前掲書』政訂版、三一〇頁)。

(6) 拙稿「原蕃期農村における徵稅請負の制度の性格」(『農業綜合研究』一二卷四号)、一二七頁。

(7) 鈴木直二『米穀配給の研究』九〇頁。

(8) 宮城県の農村における個人金融は、通常、年利計算を用いず、「切一」といわれる金融慣行を行っている。例えば四〇切一という場合は、四〇円につき月一円の利子を示す。従つてこれを年利に換算すれば三〇%となる。六〇切一は、二〇%に当る。帝國農會編『東北地方農村に関する調査(実態編)』三二六―七頁參照。

(9) 拙稿「農村高利貸業の興隆と衰退」(『総研月報』三二年七月号、二六頁)。

(10) 拙稿「前掲論文」參照。高利貸資本の利子率が、偶然的・非法則的に決定されるのは、資本家的生産の發展が極めて弱い、いわばその端著的段階においてである。資本家的生産が發展すればする程、利子率は近代的な硬直性を帯び始める。この

ことは、「商人資本の自立的發展は、社会の一般的な經濟的發展と逆比例する」(マルクス『資本論』邦訳、日評版、(9)三六二―三頁)という、いわゆる「逆比例の法則」の高利貸資本の面での具体的なあらわれである。従って高利貸資本の利子の本質を「偶然的・非法則的」、「高利の抽出は貨幣を必要とする人々の抵抗力たる支払能力以外に何らの制限も知らない」(大塚久雄『近代資本主義の系譜(上)』増訂版二四頁)と固定して捉えることは誤りであると思われる。

(11) トラハテンベルグ『現代の信用及び信用組織』那訳一〇〇頁。

(12) 拙稿「原蓄期農村における徴税請負の制度の性格」『農業総合研究』一二卷四号一五頁。

(13) 商人・高利貸資本と寄生地主的土地所有とは、密接な抱合関係にあるとはいえ両者の發展法則を異にしている。前期的資本が土地に転化するために、予め労賃部分に喰込むような高率小作料を成立させる条件が在存しなければならない。白川清「資本主義の發展と地主制」合評討論会における齋藤仁氏の見解、『総研月報』三一年五月号、二八―九頁。

(14) 「寄生地主制は、……『経済的』強制の面と……封建的地代範疇で律せられる経済外―商品交換を媒介しない―強制といわば矛盾の統一体として成立する。……日本の維新革命のように産業資本確立の作用が現実には農業へ浸透するのをまづ始めて近代化へのゆるやかな移行が行われる」(白川清「資本主義の發展と地主制」合評討論会における綿谷越夫氏の見解、『総研月報』三一年五月号、三四頁)。

(三) 商品經濟の抬頭と高利貸業

二〇年代に入るや鉄道の敷設、工業、銀行などの顕著な進展を示すが、なかでも繊維工業部門における産業資本の躍進は目覚しく、我が国資本主義成立の基礎条件をつくり出していった。この時期を迎えて当地方の經濟は、どのように發展したか、その下で当面の課題である高利貸業は、どのように展開したのであろうか。ここでは、高利貸業の存立条件及びその性格と機能の変容過程を、一〇年代と対比しながら検討してゆくことにしたい。

イ、高利貸業の存立条件

高利貸業の存立条件は、商品經濟の抬頭を契機として変化してきた。それは次のようである。

農村高利貸資本の展開過程

まず農業についてみよう。農家経済が一〇年代に引続き自給経済を基調としているかぎり、依然として原蓄諸政策とくに地租金納の強い影響下にあったといえよう。しかし小農民なканずく上・中層農民は、この影響にたいして全く対応しえなかつたわけではない。いまだその対応力は極めて弱いが、次のような動きを示している。第一に商品作物の導入である。第一〇表により当郡における作物別作付面積の推移をみると、米・桑を先頭に、大豆、蘿蔔など商品作物の作付増加が目立っており、一方においては、大麦、蕎麦、粟、稗などの自給作物、菜種、藍、煙草、大麻などの旧工芸作物の衰退があらわれている。第二に農業生産力の発展である。いま米反収を指標としてみれば第一一表のようになる。これによれば一〇年代は、一一、一六、一七、一九年と四度にわたる減収を示し、また一

第 10 表 作物別作付面積の推移 (登米郡)

	明治11年	15年	20年	25年	31年
増加傾向を示すもの	町	町	町	町	町
米	7,660	8,599	8,691	8,771	8,810
小 麦	875	898	1,146	1,194	1,080
裸 麦	16	25	39	141	124
大 豆	2,500	2,833	3,075	2,986	3,237
小 豆	—	—	294	251	346
桑	—	—	453	695	801
蘿 蔔	—	—	134	161	206
馬 鈴 薯	—	—	55	31	100
減少傾向を示すもの					
大 麦	2,501	3,277	2,999	2,906	2,904
蕎 麦	251	349	174	139	103
粟	51	48	85	43	39
稗	—	—	68	20	0
菜 種	—	—	160	46	82
藍	—	—	43	3	0
煙 草	—	—	48	36	32
大 麻	—	—	230	151	122

五、二〇年の六カ年間における年間平均反収は、〇・九三四石であった。二一、二六年には、二三年に減収を示しただけで、六カ年間の年間平均反収は一・一二七石と僅かながら増大した。このことから二〇年前半は、凶作の頻度の減少、僅かながら反収増加がみられたといえよう。なお米価についてつけ加えておく。当家の『日誌』によれば、登米町の年間平均米価は、二四、二五、二七、二八、の各年にそれぞれ六・六五円、六・一八円、七・二五円、七・四〇円と上昇傾向を辿り、しかも変動が比較的によく安定していた。ここに水稻単作経営を基軸とした当地方の農業は、一応の安定をえたのである。

次に工業についてみよう。周知のように、二〇年代、殊に二〇年後半になると製糸工業が海外市場の拡大によって急激に発展した。いま明治二九年における当地方の「物産取引概数」⁽¹⁾を挙げれば、移出品は、米七、五〇〇石、繭八三〇石、生糸二二〇個、玉繭一二〇石、屑物六〇斤、大豆二、一〇〇石で、移入品は、米一二、五〇〇石、繭一七〇石、生糸九八〇斤、繭玉八八〇石、大豆二、九〇〇石となっている。右の資料から移出入品のなかでも生糸・繭が極めて高い地位を占めていることがわかる。ところで当時の生糸生産を形態別にみれば製糸工場と座繰製糸とに分けられる。始めに製糸工場についてみよう。当郡の製糸工場は、一九年五月に操業を始めた鱒淵製糸場が、その嚆矢である。また二五年七月には浅水村に岩淵製糸場が設立した⁽²⁾。これらは、いずれも蒸気力或は水力を利用

第11表 明治11～26年の米反収の推移
(登米郡)

	収 量	反 別	反 収
	石	町	石
明治11年	54,897	7,660	0.717
15	89,289	8,598	1.038
16,17	65,130	8,611	0.756
18	97,820	8,689	1.126
19	65,875	8,183	0.805
20	96,596	8,690	1.112
21	83,189	7,395	1.125
22	73,345	8,172	0.897
23	84,110	8,191	1.027
24	106,995	8,325	1.285
25	110,542	8,770	1.260
26	101,027	8,770	1.152

『県統計書』より作成。

したマニユファクチュア工場であつた。座繰製糸についていえば、二七年には、郡内に八つの組合製糸が存在し、生糸の共同揚返し及び共同販売を行つていた。組合員は五五九名である。⁽³⁾三〇年には、『県統計書』によれば、一、六八〇戸となっている。いま三〇年における製糸工場と座繰製糸の生糸産出高を比較すると、それぞれ一、六八〇貫、二、五二六貫で後者の比重が高い。このように二〇年代においては、マニユファクチュア工場と農家の座繰製糸が共存し、いまなお發展する余地を残していた。

以上のように、原蓄諸政策と凶作による農家經濟の破滅的な影響は、農民的小商品生産と座繰製糸の發展によつてかなり緩和されてきた。そして二〇年代は、一〇年代にたいしては勿論のこと明治期を通して最も農家經濟の安定した時期となつたのである。ではかかる客観的条件（商品經濟の擡頭と農家經濟の一応の安定）にたいして、高利貸業はどのように対応したのであろうか。いうまでもなく農家の商品經濟化は、それだけ商人・高利貸資本の機能條件を拡大する。しかし他面において農家經濟の一応の安定は、彼等が小農民の困窮につけ込む機会を狭めることとなつた。ここに高利貸業の特徴的な本来的な發展は、一〇年代とは全く逆の条件によつて阻まれたのである。

ロ、高利貸業の性格

以上の諸条件の下におかれた高利貸業は、どのような性格をもつていたのであろうか。当家の『貸金台帳』によりながら検討することにした。

（註）考察の時期は、先に二〇年代と莫然と述べたが、当地方では農家經濟が比較的に安定している二〇～二七、八年頃までとするのが適當である。なお本文中に三〇年の分析も併せ行つたが、これは三〇年代への手掛りをうるためであることを附記しておく。

高利貸業資本の構成 桜井家の高利貸業資本は、自己資本と他人資本とからなっている。自己資本は、利子と小作

料(販売額)及び雑収入など、他人資本は、預金から構成されている。第二二表をみよ。高利貸業資本は、二五年以後一貫して増加しているが、とくに凶作の影響をうけた二九年以後に著しい。このうち自己資本についてみれば、高利貸業資本の増加傾向とほぼ一致している。

これはなぜか。自己資本の構成要素のなかでも、とくに小作料(販売額)が、米価の上昇につれて膨膨し、しかも一〇年代のように凶作や激しい米価変動に影響されることなく、繰入れられたためである。ここに高利貸業の成長のための基礎条件が与えられた。いい換えれば高利貸資本と地主的土地所有が抱合するための一つの条件がえられたのである。他人資本(預金)はどうか。預金が始めて見られるのは、二七年で、それ以後三〇年まで一、〇〇〇円前後で殆ど増減をみせない。

従つて高利貸業資本のうちに占める比重は次第に低くなっている。この預金はどのようなものであろうか。高利貸業は、本来銀行のように大衆預金(社会的蓄積)に依存することなく、彼等の自己蓄積をもつて活動すること特徴としている。従つて極めて奇異な現象であるといえる。ではなぜ預金を必要としたのであろうか。繭・生糸取引の発展に伴い商人の貨幣需要が一時に増大したのにたいして、高利貸層の自己蓄積が相対的に低くかつたためである。そこで当家では一〇%の利子を附して預金蒐集に当っている。しかし当時の貨幣所有者は、いうまでもなく前期的資本家・地主である。彼等も新しい投資の場を生糸・繭取引に求めたから預金どころではなく、やはり自己蓄積の不足に悩んでいた。当家の預金内容をみると龍源寺の維持資金とか取引関係のある特定の米穀商や生糸・繭仲買人

第 12 表 高利貸業資本の構成

	高利貸業資本	内 記	
		自己資本	他人資本
明治25年	円 1,515	円 2,515	円 0
27	5,836	4,931 (2)	905
29	8,396	7,391 (7)	1,005
30	9,921	8,916 (7)	1,005

1. 『貸金台帳』より作成。但し金額は、年度末(時期は一定しないがほぼ3月末)残高である。() は件数。

たちの留保資金のみでその増大を期待することは殆ど不可能であつた。三〇年代には、早くも減少に転じている。このように預金が僅かではあつても高利貸業資本の不足を幾分でも補つたことは確かである。

以上のように高利貸業資本は、地主的土地所有の果実を有効に繰入れることによつて、その発展のための基礎条件をえた。しかしなお不足する資本を預金に求めるといふ特異な現象を示した。

高利貸業資本の運用 当家の高利貸業資本は、一般貸、同家内他事業貸、有価証券投資とに運用されている。一般貸については後に詳細に触れることにして、ここでは他事業貸と有価証券投資の性格についてみることにしたい。

他事業貸については次のことが指摘しうる。桜井家では、他事業への資金流用の場合でも一定の利子を取り、貸付の形式をとっている。第一三表により事業内貸の趨勢をみると二五年には、

一、二六〇円で一般貸とともに極めて高い比重を占めている。それ以後貸金額は殆ど変化せず、一般貸の増加につれてその比重を低めている。それでも三〇年には、いまだ貸金総額の一三・九%である。では桜井家のどの事業に貸付けられているのだろうか。二〇年代はすべて繭・生糸業にたいしてであつた。繭・生糸業への事業内貸は、後にみるように一般貸のなかでも繭・生糸商への貸金比重が高いこととともに、この時期の高利貸業の性格を規定する要素である。なおここに挙げた貸金額は、年度末残高であるため醸造業への貸金がかく出ていないが、当事業への年間貸金総額についていえば、二八年三、一五二円、三〇年一、九二八円であることを附記しておく。

第 13 表 高利貸業資本の運用

	高利貸業 資 本	内 訳			
		貸 付		有価証券 投 資	
		一 般	同家事業 内		
明治25	円 2,515	(17)1,250	(1) 1,265		円 0
27	5,836	(62)5,505		0 (1)	331
29	8,396	(70)6,670	(4) 1,726		0
30	9,921	(88)8,258	(2) 1,375	(2)	288

1. 『貸金台帳』より作成。但し金額は、年度末残高。() は件数。

有価証券投資は、どのような性格をも
つていたか。前掲表によれば、二七年三
三一円、三〇年二八八円で極めて少い。
この時期の有価証券投資は、大正中期に
みられるような配当を目当にしたもので
なく、地方の資産家として義務的になさ
れたものである。というのは、当家は、
二七年に軍事公債を買入れているが、こ
れは町役場から有力者に割当てられたも
のであり、配当は年五％で当時の高利貸
的利子率と比較すれば全く割の合わない
ものであった。また三〇年には登米川汽
船KKの株式を所有するが、これも殆ん
ど無配当であり、会社の解散（明治三六
年）の際には欠損すら出す仕末であつた。

一般貸の内容 一般貸は、高利貸業資
本の運用のなかでも最も本来的な価値増

第 14 表 職業別貸金件数、金額、一件当り貸金額

	明 治 25 年			明 治 30 年		
	貸金件数	貸金額	一件当り 貸金額	貸金件数	貸金額	一件当り 貸金額
農 民	9	円 338 (27.0)	円 338	61	円 3,759 (45.5)	円 62
小 作 及 び 自 小 作	7	238	34	51	2,650	52
自 作	2	100	50	10	1,109	111
小 営 業 者 ・ 職 人 ・ そ の 他	2	26 (2.1)	13	13	705 (8.5)	54
商 人	2	400 (32.0)	200	6	947 (11.5)	158
地 主	0	0 (0)	0	6	2,732 (33.1)	455
そ の 他	1	459 (36.7)	459	1	75 (0.9)	76
不 明	3	27 (2.2)	9	1	40 (0.5)	40
計	17	1,250 (100)	74	88	5,258 (100)	94

1. 貸金件数及び貸金額は、『貸金台帳』による。数値は年度末残高。
2. 職業別数値は、『貸金台帳』に掲載された借入者を取り出し、大正15年末現在における主要職業をききとり集計した。従つて農民の自小作別数値は、表示年度とききとり年度に時期的な開きがあるため、かなりの変化があると思われる。
なお農民以外は、当家の資料及びききとりにより出来るだけ表示年度における職業を加味した。本表以外の職業別数値は、すべて同様の区分によつた。

殖形式である。一般高利貸付の性格について、貸付対象（質的規定性）と利子率（量的規定性）とに分けて考察するとにしたい。

(1) 貸付対象。始めに一般貸の趨勢についてみると二五年一、二五〇円から三〇年八、二五八円にまで累年増加の傾向を辿っている。これは如何なる理由によるのであろうか。貸付対象別に貸金内容を検討しながらその理由を明らかにしてゆこう。第一四表をみよ。明治二五年は貸金総額一、二六五円のうち農民二七・一%、商人三三・七%、「その他」三六・三%、不明二・九%となっている。このように農民貸は商人貸よりも少いことが注目される。農民貸は、先述のように農家の商品経済化、生産力伸張によつてようやく活潑になろうとしていたが、農家経済の一応の小康状態から伸び悩みの状態にあつた。これにたいして商人貸は、海外市場の異常な活況の影響を受けて前期的資本家の繭・生糸取引が増大し、彼等の資本需要が急テンポで増大したのである。すなわち商人貸四〇〇円は、当時繭の仲買をしていた片平保治や伊藤彦助などへの貸付となっている。「その他」について附言すれば、これは二五年の第二回衆議選挙に、立憲改進黨から立候補した首藤陸三にたいする選挙資金で、町内有力者たちの共同貸の一部である。

以上のように、二五年に代表される二〇年代の一般貸の特徴は、小農民よりもむしろ商人資本——繭・生糸商人——への貸金比重が高いということである。

参考までに三〇年についてみれば次のような変化がみられた。貸金総額八、二五八円のうち農民四五・五%を筆頭に、地主三三・一%、商人一一・五%、小営業者・職人など八・五%、「その他」〇・九%、不明〇・五%となっている。職業別貸金の内容は二五年に較べるとかなり変化している。すなわち商人及び「その他」貸の比重が急

減し、農民、地主、小營業者、職人などの増大が目立っている。これは何故だろうか。農民、小營業者・職人などと地主、商人とでは高利貸資本の機能条件が異っているから分けて考えねばならない。農民貸は、農家経済の一応の小康状態によつて伸び悩んでいた。しかし二九年に起きた凶作は、この農家経済の小康状態を破壊するとともに高利貸にたいして一度に跳梁の場を提供した。いま水害の状態とその影響の一端を示せば次のようである。

「吉田村桜岡ニ出張。同地過般水災罹災地所ヲ檢分セリ。吾所有地の字内ヲ除ク外未タ水ニ浸タル処殊ニ近時減少ノ遅々タルタメ片端ヨリ稻穂腐敗ノ氣味アリ。……赤生律ニ廻ワル。同地ハ去月以來四回ノ浸水、家ハ斜キ壁ハ潰落シ、狼狽ノ状見ルニ不忍。殊ニ未タ路上ノ惡溜水平分ヲ占メ居リシナレバ一種ノ惡臭氣鼻ヲ衝キ行人殆ド苦シム。蓋シ田地ハ稚ラ堤上ニ避ケ、一週間非人小屋ノ内ニ蠹居シ、飲食共ニ救助ノタメニ露命ヲ緊キ居、漸ク一兩日ヨリ此大破損、不潔ノ家ニ移ル用意中ナリ。其慘状實ニ酸鼻ノ情ニ不堪痛嘆ノ至リナリ。」(二九年九月二〇日『日誌』)

「昨日來醬油粕ノ買入非常ニ多ク、殊ニ本日ノ如キハ朝來三十名モ來リタリ。何レモ垢面破衣貧困可憐ノ者ナリ。地方困難ノ状可察。」(三〇年一月八日『日誌』)

凶作は、小農民を高利貸に隷屬せしめたが、同時に小農民の購買力を当てにする町場の小營業者・職人などにも手ひどい打撃を与えた。かくて彼等の貨幣(とくに購買手段としての)需要を高めたのである。

地主や商人への貸金は、全く別の契機によつて増大した。ところで前表では主業別に職業を区分したため地主と商人を一応分けて記載したが、両者は兼營されているのがむしろ普通である。そこで商人・地主のうち当時最も儲けの多かった繭・生糸業者を抽出すると次のようになる。すなわちそれは地主及び商人への貸金総額三、六七九円のうち実に二、九一七円である。この数値は、一般貸金総額の三五・三%に当る。繭・生糸商人への貸金は、二五

年に引続き極めて高い比重を占めている。彼等の資金需要が、取引量の増大に基いて高くなつたためである。

以上要するに、二〇年代（二七、八年頃まで）の高利貸業は、農民的小商品生産の展開と相俟つて、一面では、高利貸資本の特徴的形態である小農民への寄生の条件を拡大したが、農家経済の一応の安定から阻止され、農家の商品生産（とくに養蚕、座繰製糸）の展開と軌を一にして抬頭した商人資本（繭・生糸商人）への貸付を強めながら急激な拡大を示したのである。

次に職業別に担保別貸金内容を考察しながら高利貸業の性格の変化を見ておこう。第一五表によれば次のことが指摘しうる。二五年の不動産担保貸金は、一般貸金総額一、二五〇円のうち僅かに二二・七％に過ぎず、一〇年代に引続き信用貸の比重が高い。これは、農民貸が相対的に少いためである。職業別にみると、農民七六・七％、小営業者・職人八〇・八％で極めて高く、他は逆に少い。従つて信用能力の弱い階層は、不動産担保にしなければ借金できなかったといえよう。しかし一〇年代にみられた利子率三〇％以上層を仮に農民、小営業者・職人だとすれば、この層にたいする不動産担保貸は、二〇年代になつて驚くほど増加したといえる。三〇年かどうか。一般貸金総額にたいする不動産担保貸金の比率は、五二・一％

第 15 表 職業別不動産担保貸金比率

	貸金額 (A)		不動産担保貸(B)		B/A	
	明治25年	30年	25年	30年	25年	30年
	円	円	円	円	%	%
農民	338	3,759	263	3,378	76.7	89.8
小営業者・職人・その他	26	705	21	473	80.8	67.1
商人	400	947	0	270	0	28.5
地主	0	2,732	0	138	0	5.1
その他	459	75	0	0	0	0
不明	27	40	0	40	0	100.0
計	1,250	8,258	284	4,299	22.7	52.1

1. 『貸金台帳』より作成。但し金額は、年度末残高。

となり、二五年より顯著な増率を示した。職業別にみれば、農民八九・八%、小營業者・職人六七・一%で相変らず高い比重を示すが、いままで殆ど信用貸を受けていた商人、地主もそれぞれ二八・五%、五・一%と増率している。このことは、地主的土地所有の成立条件の成熟を示すとともに地主的土地所有と高利貸資本の抱合關係の深化の側面を示す。しかしこの不動担保貸金の比率は、三〇年以後に較べれば、いまなお極めて低いのである。

(2) 高利貸的利子率。 当家の高利貸業の利子率はどのような変化を

示したであろうか。第一六表によれば次のことが指摘できる。第一に、

一般貸金の平均的利子率は明治二五年一六・九%、三〇年一六・四%で、一〇年代に較べれば大巾な低下を来している。職業別にみるとどうか。農民や小營業者・職人など小額借金層は、一〇年代の三〇%から二五年一七・七・一九・一%、三〇年一六・一・一七・〇%となっている。この一〇%以上に及ぶ利子率の低下は、次のような貨幣の需要・供給構造の変化によるものと思われる。まず貨幣の需要構造についていえば、先に触れたように農民的小商品生産及び座繰製糸の發展、これに米価の騰貴も加えて農家經濟が一応安定し、需要の減退を惹起した。貨幣の供給構造はどうか。小農民の剰余価値領有の増大、これとともに土地がようやく高利信用契約の終局的な保証手段となりえたから、貨幣回流の危険が大巾に緩和された。かくて前期的資本家の貨幣蓄積は、一〇年代より以上に高利貸資本に振向けられるようになった。いまその一例として農村金融機關の動向についてみよう。前掲第四表によ

第 16 表 職業別貸金利率

	明治25年	30年
	%	%
農 民	19.1	17.0
小 作 及 び 自 小 作	20.0	17.5
自 作	17.8	15.8
小營業者・職人・その他	17.7	16.1
商 人	15.0	15.0
地 主	—	12.0
そ の 他	—	10.0
平 均 貸 金 利 率	16.9	16.4

1. 『貸金台帳』より作成、但し利子の記載のないものについては削除した。

れば、松方紙幣整理の影響が最も深刻を極めた一六、七年の質屋数は一六であつたが、二〇～二四年には一八に僅かながら増加している。高利貸業については知りえないが恐らく同様の増加をしめたものと思われる。このように高利貸の利率は、小額借金層の貨幣需要の相対的な減少、高利貸層の貨幣供給の増大によつて低下したのである。では商人や地主など高額借金層の利率はどうか。一〇年代の二〇%から二五年一五%、三〇年一二～一五%と、これまた低下を示している。これは商人、地主層の貨幣需要の増大にたいして高利貸業は勿論のこと彼等を顧客とする銀行などからも貨幣供給を受けうるようになったためである。いい換えれば商人、地主層は、彼等を巻き貨幣市場の拡大に伴つて、銀行利率に見合う水準で貨幣供給をうけることができるようになったのである。

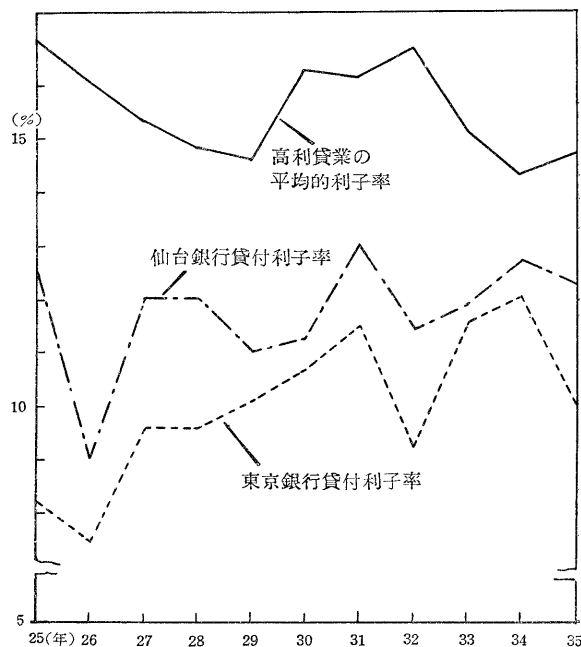
第二に、かかる利率の低下は、当然のことながら利率の硬直化を齎らした。小額借金層にみられた利率の偶然的・非法則性は次のように是正された。『貸金台帳』により利率の巾をみると、二五年は二〇～一七・一%、三〇年には二四～一二%である。三〇年のように小額借金層の貨幣需要が急に増大するときには、利率が広がる傾向をもつが、もはや一〇年代にみられた程ではない。この利率の硬直性こそ、前期的資本家・地主の利率観念の成長を物語るものであり、彼等の貨幣蓄積のためのいわば行動規範の形成を意味するのである。しかし勿論このこと自体は、前期的資本家・地主の近代化の一つの指標であるが、産業資本家の行動規範——平均利潤率——に規制され、彼等の行動規範に同化せぬ限り未だ十全であるとはいえないことはいふまでもないけれども。

第三に、利率の硬直化がみられるに拘らず依然として職業別・借入階層別に差異が残っている。すなわち農民が最も高い。なかでも信用能力の弱い小作、自作小作層への貸金利率は、自作層よりも遙かに高くなっている。農民に続いて小営業者・職人、商人、地主の順に低くなっている。その理由についてはすでに述べたので省略する。

第四に、高利貸的利率の変動の

特殊性である。いま当家の高利貸業の平均的利率と仙台及び東京の銀行貸付利率の推移を示せば第二図のようになる。これによれば、まず地方によってかなり金利の隔差のあることが指摘できる。東京が最も低く、次いで仙台、登米郡（桜井家高利貸業）と高くなる。尤も前二者と高利貸業とは機能条件を異にしているからそのまま比較することはできない。しかし注目すべきことは、三者が次第に接近しつつあることである。

より具体的にいえば高利貸的利率が銀行金利に包摂される動きを示していることである。この傾向は明治末期から大正期にかけてより明瞭にあらわれてくる。次に利率の推移をみると、東京及び仙台銀行金利はほぼ類似した変動を示すが、高利貸的利率は異っている。例えば二五、二九、三〇、三二、三五年をみよ。これはなぜか。当時の銀行は、前期的資本家、地主、マニユ資本家を主要な顧客としていたが、高利貸業者は、前期的資本家・地主



第2図 高利貸業（桜井家）貸付利率と東京及び仙台銀行貸付利率の推移

1. 高利貸業の平均的利率は、『貸金台帳』により算出。
2. 東京及び仙台銀行貸付利率は、『帝国統計年鑑』に記載された最高・最低利率の平均をとった。

とともに農民・小営業者・職人など銀行の埒外に置かれた階層にむしろ本来的な機能条件をもっていた。だから前者は、資本家活動の好況・不況の影響を受けるが、後者はそれだけではなく、むしろ豊凶の影響を強く受けて変動する。それは小農民にたいする貸金比重が高く、また高利貸業者が農村の金融市場を支配していればいるほどそうである。具体的にいえば高利貸的利子率は、平年作或は豊作が続くときには低下し、凶作の年かその翌年には騰貴する傾向をもっている。先に挙げた各年は、正にそうした特殊な変動を示した年なのである。⁽⁴⁾後者についていえば凶作によつて農家経済が破壊され、貸金返済の渋滞は勿論のこと新たに購買或は支払手段としての貨幣需要が激増し、これにたいして高利貸層の貨幣供給が枯渇するからである。一例を示しておこう。

「十一月ニ及び各地ノ作物ノ異作ハ一時非常ニ騒然、是又意外ノ不作寧口凶作ト云フ程ノ悲運ニ付商業社会ニ一大打撃ヲ蒙リ共不振筆舌ノ尽シ能ワサル程ニ相成タリ。……社会ノ実況ハ何方モ取立一方ニ付然無ニ大激潮ヲ来タス。日歩ノ騰貴是又著數ク、殊ニ多数ノ農家、小資本家共、農家ハ作物異作、商家ハ商業不売ノタメ金融社会一時ニ暗潮ヲ呈シ来リ、僅少ノ金トモ融通難成迄ニ切迫相成タリ」(三〇年二月三〇日『日誌』)。

以上、二〇年代における高利貸業の性格とその変化についてみてきた。これを要すに、高利貸業は、農民の小商品生産の発展により自立的な発展の基礎をえた。しかし農家経済の一応の安定から、いまなお高利貸資本の特徵的形態としての小農民への完全な寄生ができず、新たに抬頭した商人資本(繭・生糸商人)に強く結びついて発展した。また小農民の一定の成長は、一〇年代の高利貸業の原始的・非法則的な剰余価値——利子形態での——収奪を是正させた。このことは、とりもなおさず前期的資本家・地主の新しい行動規範の形成を意味する。それは三〇年後半

以後の動きに明瞭な形をとつてあらわれるであろう。

ハ、高利貸業の機能

二〇年代における当家は、地主、高利貸業、醸造業及び繭・生糸業を営んでいた。繭・生糸業は、二〇年代になつてから臨時事業（『日誌』）として附け加わつたものである。ではこれら諸事業と高利貸業はどのように結びついていたであろうか。そこでの高利貸業の機能について考察することにした。

地主的土地所有と高利貸業

二〇年代における当家の地主的土地所有はどのように増大したであろうか。その指標として、土地集積状態をみれば第一七表のようになる。ここに明らかのように二〇年代は、僅かに二町一畝の土地集積に過ぎず、一〇年代よりさらに少くなっている。こうした傾向は、ただ桜井家だけではなく登米郡全体についても指摘できる。すなわち前掲第二表に示したごとく小作地率の停滞状態がそれである。これは、農家経済の一応の安定から小農民の土地手離しが減少したことを示すのであろう。

第 17 表 土地集積状況（明治21～30年）

	筆数	種 目 別 土 地 面 積				内 貸金関係 取得筆数	同 土 地 積 面
		田	畑	宅 地	計		
明治21年	4	反 2,827	反 0	反 1,418	反 4,315	—	反 一
22	1	0	0	313	313	—	一
23	6	1,002	815	1,500	3,317	—	一
24	4	4,001	417	515	5,003	—	一
25	1	0	206	0	206	—	
26	2	0	0	318	318	1	212
27	2	0	1,414	805	2,219	2	2,219
28	2	523	0	0	523	0	0
29	3	0	2,105	903	3,008	0	0
30	3	315	0	222	607	2	529
計	28	8,808	5,027	6,204	20,109		

1. 土地集積筆数及び種目別土地面積は、前掲第9表と同じ。
2. 貸金関係取得筆数及び土地面積は、『貸金台帳』を参照して作成。

しかし先に示したように前期的資本が土地に転化するための条件が、充分でないにしても与えられるようになったことは注目すべきである。土地利廻りについて試算してみよう。第一八表をみよ。一〇年代に比して次のような変化が指摘しうる。土地利廻りをみると、資料の制約から二四、二五、二七、二八の各年しか知りえないが、それぞれ一四・七%、一二・一%、一〇・〇%、九・一%で次第に低下しつつも比較的に安定した数値を示している。なお高利貸業の平均的利子率についてみれば、二五年一六・九%、二七年一五・三%、二八年一四・八%である。両者を比較すれば、殆ど同様の低下傾向を示し、土地利廻りは、高利貸的利子率にたいして四〇五%ほど低く変動している。土地利廻りと高利貸的利子率との関係が、このように硬直してきたこと、しかも両者の隔差が四〇五%になったことは注目を要する。というのは、一〇年代にはかかる関係は全くみられなかったからである。これは高利貸付にたいする不安定性の解消、土地所有の安定、さらに米価の安定によつて齎らされたことは後に述べるところである。かくて前期的資本の土地への転化が可能となり、ここに地主的土地所有の成立条件が、ようやく成熟してきたといえる

第 18 表 反当土地利廻りの推移 (明治24.25.27.28年)

	明治24年	25年	27年	28年
反 当 売 買 地 価(A)	30.00 円	35.00	48.00	56.00
" 契 約 小 作 料	0.790 石	0.795	0.805	0.810
" 小作料減額比率	2.9 %	1.2	5.4	2.7
" 実 納 小 作 料(B)	0.769 石	0.785	0.762	0.788
石 当 米 価(C)	6.65 円	6.18	7.25	7.40
反 当 法 定 地 価(D)	23.00 %	23.00	23.00	23.00
公 課 率(E)	3.1 %	3.1	3.1	3.1
土地利廻り $\frac{BC - DE}{A}$	14.7 %	12.1	10.0	9.1
地租負債率 $\frac{DE}{BC}$	13.9 %	14.6	12.7	12.2
高利貸業平均貸付利率	一 %	16.9	15.3	14.8

1. 資料及び算出方法は、前掲第9表と同じ。但し24,25,27の各年の反当売買地価は、前掲第1図の売買地価趨勢線により求めた。
2. 高利貸業平均貸付利率は、前掲第16表による。

であろう。土地利廻りの規定要因について検討してゆこう。

第一に、小作料である。すでにみたように一〇年代の小作料率は、ほぼ六五〜七〇%で著しく高かったが、相次ぐ凶作によって実質的に低められてきた。二〇年代になると一〇年代より凶作の頻度が減少する。われわれの考察時期である二七、八年までには僅かに二三年の凶作を経験しただけであり、『小作収入台帳』により契約小作料にたいする減額比率を算出すれば一四・六%である。他の年は殆んど零である。なお二九年について附け加えれば七〇・〇%となっている。従つて地主の取前は、仮に小作料率の増加を零としても凶作の減少だけで増大したことになる。水田稲作経営の安定は、前期的資本家・地主の土地所有に對する関心を高めた。それは次の二点にあらわれている。まず当地方における地主的土地所有の成立に當つて根本的な施策である治水事業が、二三年の水害を契機に二四年度から地方税と地元負担金をもつて始められた。二六年には治水費全額国庫負担の「請願書」を国会に出している。

「北上川阿隅両川ノ治水費国庫支弁ニ国会ヘノ請願書ニ署名捺印セリ」(二六年一月二日『日誌』)

しかし北上川にたいして河川法が適用されたのは三〇年五月であり、⁽⁶⁾国営による改修事業が本格的に始められたのは四四年からである。いま一つは、粗悪米取締と桜井家の小作米品評会である。宮城県の粗悪米問題がもち上るのは、明治一〇年頃からである。県当局は、一一年九月に粗悪米取締規則を發布した。一八年五月になると米商組合が設立されて移出米の検査を行うようになった。⁽⁷⁾当家では、こうした活通機構の整備に照応して二六年から小作米品評会を行い、小作米の質的向上を図っている。

「本年小作人年賀宴ニテ、二五年度小作米ノ優劣ノ等級ヲ付ケ是レヲ小作人ニ示シタリ。小作者参集三八人、皆

大醉シテ帰ル」(二六年二月二日『日誌』)

当家の小作米品評会は、毎年旧正月に行われた。その方法は、甲乙それぞれ上中下に区分し、この等級毎に小作人の氏名を公表するだけで、褒賞を与えたりすることはなかった。いわば小作人の自奮に期待しつつ小作米の質的向上を図ったのである。当時は、地主と小作人の人格的な支配・隸属関係がいまなお根強く残っていたから、この程度の措置で充分だったのであろう。

第二に、米価についてみよう。すでに触れたように二〇年代の米価は、一〇年代におけるような激しい変動を示さず、漸騰傾向を辿っている。このことは、地主の米穀投機のうちみを減少せしたるが、その安全な価値実現を可能にした。

第三に、公租公課はどう変化したか。小作料及び米価の安定は、公租公課の負担を著しく減少せしめた。土地総収益にたいする地租負担率をみると、二四、二五、二七、二八の各年には、それぞれ一三・九%、一四・六%、一二・七%、一二・二%となり、一〇年代に較れば顕著な軽減を示している。しかしそれにも拘わらず他地方の地租に比較すれば、なおその負担は高い。ここに当地方における地租軽減運動が、かなり後まで尾を引く根拠がある。先に立憲改進黨の首藤候補にたいする町内有力者の共同貸付をみたが、これは当時の地主の立場を表明したものであるとして興味深い。同家の『日誌』からその一端を覗つておく。

「選挙発表。一区村松龜一郎、二区武者伝三郎、三区藤沢幾之助、四区千葉胤昌、五区斎藤善右エ門、皆今回ノ忽改選ニハ中央政府ノ内訓ニテ地方庁ノ干涉アルナラント予期セシナレトモ、表裡ノ干涉豪激ニシテ、候補者其人ノ競争ヨリ寧ロ官民ノ争擾ノ如ク、本県下ノ当選者ハ第二区ヲ除キ他区人皆官吏輩ノ庇護ヲ以テナリシト云フ

モ酷評ニアラザルベシ」(二五年二月一日『日誌』)

以上みてきたように、土地利廻りは、商人・高利貸資本的利潤率——高利貸的利子率を指標——に見合うようになった。なおこの上に土地価格の騰貴による利潤がつけ加わる。いま阪本楠彦が『日本農業の経済法則』(一三八頁)で行った方法で、土地価格の騰貴による利潤率を計算すれば次のようである。

期 間	地価の倍率	利潤率(複利計算による年率)
明治一〇→二〇年	一・八二	六・一七%
二〇→二八年	四・六七	二一・二四%

右のように利潤率は、一〇年代は六・一七%であったが、二〇→二八年には実に二一・二四%にはね上つたのである。土地価格の四・六七倍に及ぶ騰貴の理由は、先述の小作料、米価、利子率の及び土地の需給関係変化によって齎らされたことはいうまでもない。かくて地主的土地所有は、ようやく前期的資本にとって安定した投資対象となつたのである。

次に地主的土地所有と高利貸業との関係について素描しよう。前掲第一七表をみよ。二六→三〇年の土地集積筆数及び面積のうち貸金による数値をみると、筆数は一二のうち五、面積では六反八畝のうち三反一畝である。すなわち土地集積のうち四〇%が貸金担保流れ、残り六〇%が自己蓄積からの購入部分なのである。貸金担保流れは、買切担保による場合が多い。とくに小営業者の宅地担保の場合にはそうである。買切担保とは、貸金とともに担保物件を債権者の名義に書換え、一定の期間に元利返済ができぬ場合、担保物件はそのまま債権者の手に渡るのである。これは、高利貸業がその債務弁済の可能性にたいする微かな期待と、手続上の便利のため採用した新しい金融

方法であつた。⁽⁸⁾

このように高利貸資本は、いまだ僅かではあるが、土地集積の機能を果すようになってきた。その機能は一〇年代とは明らかに異っている。すなわち地主的土地所有の成立条件の成熟と相俟つて、一〇年代のように消極的かつ結果的な機能ではなく、より積極的な積杆としての機能を内包するようになったことである。

醸造業と高利貸業 醸造業は二〇年に入つて顕著な発展を示した。醸造石数をみると醤油は、二七年二九三石、二九年四九〇石、また二七年から新たに味噌の醸造を始めたが、同年五〇石、二九年三〇石であつた。醸造石数の増大は、農家の商品・貨幣経済化とそれに伴う地方都市の膨脹によるのであらう。市場の拡大は、当然のことながらこれに照応する変革を要求する。一〇年に対比される特徴を挙げれば次のようである。

第一に、この時期は、新しい労働手段をとり入れるというよりも作業場の拡張が注目される。『日誌』によれば、二五年作業場新築、二六年竈新築、二八年作業場増築と醤油槽新設、三〇年製造倉庫の新築などが行われた。

第二に、生産方法の変化である。これは二四年に新しく雇つた桶司が齎らした増醸方法で、彼のカンとコツを積上げた技能であつた。

「醤油製成改革。醪四石、右醪生揚げ其粕ニ水四石ヲ入レ搾リ上ゲタル香水ニ火入シ夫レヲ醤油ニ混和ス。生ヲリヲ沈澱セシメ火入ス。但香水火入ノ際塩二斗四升ヲ入レ混和、火入ノ際切り塩膏斗二升入」(二四年六月二七日『日誌』)。

いままでの醸造方法は、醪をしぼり醤油を製成したが、このしぼり粕を再び利用することはなかった。新しい方法は、このしぼり粕を再び水と混和して圧搾し醤油を増量するのである。その結果、醪一石から製成醤油一・五石

がとれるようになった。

では生産過程はどうか。一〇年代と殆ど変りがない。労働対象は、新たに味噌の醸造を始めたため米が主要原料としてつけ加わった。労働手段及び労働力も変化がない。かくて労働過程が営まれるが価値増殖過程の側面からみればどうか。不変資本は、二〇年代になっても畑小作地が少いので地主的土地所有との直接的な依存関係は弱い。主要原料は、依然として直接か或は前金貸によつて安価に買収している。

「赤生津出張。渡辺忠五郎ニ小麦買入金トシテ金百円相渡シ、運之助ニ五拾円、繁治ニ拾円」(二五年七月二八日『日誌』)

「新井田ノ泉田安吉ニ金拾円也。小麦前金トシテ貸出タリ」(二八年三月四日『日誌』)

可変資本はどうか。「二十七年中醤油働き人夫実地使口調査」(『日誌』記載)によれば、労働者は桶司を含めて七人でうち常勤二人、臨時人夫五人である。このうち三人は、岩手県江刺郡からの一名「南部手間取り」といわれる季節出稼で、残り四人は登米町の貧農の季節労働である。

このように近在及び地元農村で排出する生計補充的賃労働を用いて高い剰余価値を搾出する。

流通過程についてみよう。ここでは販売過程についてのみえば、一〇年代に引続き生産者↓消費者、或は生産者↓小売商↓消費者といったルートで小農民や小営業者に売られていた。ここで安く購買し高く販売することによつて高い商人利潤が獲得しえた。というのはこの時期には、三〇年代から始まる醸造業者間の競争が殆どなく市場を独占し、消費者である小農民や小営業者に高く売ることが容易にできたからである。

醤油・味噌別に石当り原価構成及び利潤率を示せば第一九表のようになる。これによれば剰余価値率は、実に三

〇〇・五〇〇％に及んでいる。醤油の利潤率は二七年一七・四％から二九年二七・三％、三一年二八・八％と急に高くなり、味噌は、三一年一九・八％で醤油より低い。味噌は醤油よりも自給性が強かったためであろう。このような高い利潤率は、先述の流通過程で取得される商人利潤と生産過程で生み出される利潤とが積み重ねられているからであろう。二九年以後に示される醸造業の利潤率は、高利貸の利子率及び土地利廻りを遙かに凌駕している。かくて醸造業が桜井家事業のなかでも最も有利な、主業としての地位を獲得するようになったのである。

醸造業と高利貸業の関係はどうか。二〇年代、殊に二七、八年頃までの両者の関係は、主要原料の大量買付けの際に、事業内貸として約六％の低利で借入れ、資本蓄積を促進した。

繭・生糸業と高利貸業 当家は、『日誌』によれば明治二四年になって繭取引を始めている。なお当郡における農家の座繰製糸が急速に伸びてきた二八年七月には生糸取引をも兼営するようになった。参考までに宮城県における生糸商人の抬頭についてみれば次のようである。

第 19 表 醤油・味噌別原価構成（1 石当り）及び利潤率

	醤油			味噌
	明治27年	29年	31年	31年
売 上 価 格 W	7.00 円	7.53	12.50	20.00
原 材 料 費 C	4.40 円	4.41	7.90	15.90
経 費	0.13 円	0.13	0.13	0.15
労 賃 V	0.58 円	0.59	0.77	0.65
製 造 原 価 C+V	5.11 円	5.13	8.80	16.70
総利潤 M=W-(C+V)	1.89 円	2.40	3.70	3.30
租 税 公 課 B	1.00 円	1.00	1.17	0
純 利 潤 M-B	0.89 円	1.40	2.53	3.30
剰 余 価 値 率 $\frac{M}{V}$	325.9 %	406.8	480.5	507.7
利 潤 率 $\frac{M-B}{C+V}$	17.4 %	27.3	28.8	19.8

1. 「仕込仕揚調査」（『日誌』載記）より作成。但し「仕込仕揚調査」で算出された原材料費、経費及び労賃の数値は、元石一石で計算されているので、醗 1 石（元石の1.5倍）に換算した。

「二十年ニ至リ彼ノ糸商又ハ仲買人等ハ共同販売ノ為メ自己營業ノ利益ヲ失ヒシヨリ種々ノ手段ヲ施シテ当業者ヲ惑ハシ以テ其不利ヲ唱道スルモノアルニ至レリ超ヘテ二十一年ニ及ビ糸商等益々奸策ヲ運ラシ其極共同販売ノ売価ニ比スレハ若干ノ高価ヲ以テ購買ヲ為シ之レヲ利トシテ口実ヲ設ケ該方法ヲ敗壞セントスル者少ナカラザリシ當時不幸ニシテ糸価下落シ共同販売ハ實際上不利ナルカ如キ結果ヲ顯ハシ終ニ二十二年ニ及テハ当業者ヲ救済スル者陸續現出シ不便不利ノ声管内ニ逼子ク一唱百和シテ民心ヲ動揺シ為メニ伊具郡ノ如キハ一場ノ紛擾ヲ惹起シ此檢束ヲ解カサレハ己マサルカ如キ趨勢ヲ生シ遂ニ自由販売ヲ為サシムルニ至レリ……栗原郡高清水登米郡佐沼ノ各組合ニ於ケル仍木座繰製糸ヲ行ヒ以テ共同販売ノ実益ヲ興シ管内一般ノ当業者ヲシテ向フ所アルヲ知ラシメントスルニ及ヘリ」⁽⁹⁾

右の資料にもあるように登米郡においては、座繰製糸家の共同販売がかなり後まで根強く残っている。しかし商人資本は、この共同販売機構を排除しつつ次第に直接生産者を隷属するにいたったのであろう。

当家は、仲買人を通して郡内は勿論のこと桃生郡牛田、志津川方面から繭・生糸を買占め、これを一ノ関の花坂商店、石巻の川原田商店、さらに福島市の丹波、田沢商店など仲継問屋に売却していた。また二九年には福島表生糸取引場に代人を派遣し、直接に投機取引にも参加していた。この繭・生糸取引によつてどの程度の利潤がえられたかは知りえないが、二五年以後の『日誌』は、殆ど繭・生糸取引について記述しているから、当時における当事業のなかでも最も儲けの多い事業だったと思われる。

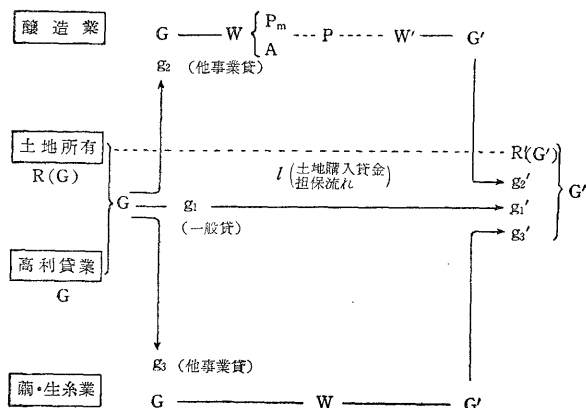
次に、繭・生糸業と高利貸業の關係について触れよう。先述したように、繭・生糸業資本の金額が、他事業貸として高利貸業から出資されていた。しかし取引量が一度に増加するときには仲継問屋や掛川銀行から買占資金の供

農村高利貸資本の展開過程

給を仰いでいたが。それはとも角、高利貸業に強く依存しながら商人活動を拡大していったと思われる。

以上、二〇年代における諸事業の概要と高利貸業との關聯についてみてきた。農家の商品經濟化は、当家族事業の發展の基礎を与えた。なかでも繭・生糸業及び醸造業は顯著な發展を示した。高利貸業は地主的土地所有の果實を資本に繰入れることによつてようやく自立的な發展を示すとともに、これら諸事業に資本の供給をなしつつ資本蓄積を拡大した。他面において高利貸資本と地主的土地所有との抱合關係も成熟してきた。しかし農家經濟の一応の安定から、高利貸資本はいまなお地主的土地所有拡大のための十全な機能を果しえない。だが注目すべきことは、僅かながらその芽生えがみられ始めたことである。二〇年代は、三〇年以後に展開される顯著な土地集積へのいわば橋渡しの時期に當るといえるであらう。資本蓄積の面から当家族事業と高利貸業の關聯を图示すれば右のようになると思われる。

- 註(1) 宮城県庁蔵『会社、銀行、農工銀行(明治三〇年)』のうち「株式会社登米銀行発起認可申請書ノ義ニ付上申」による。
 (2) 『宮城県勸業報告(明治二六年)』一一七頁。
 (3) 『宮城県勸業報告(明治二七年)』一〇三頁。



- (4) 拙稿「農村における貸金業の発展と衰退」(『総研月報』昭和三十一年七月号、二七～八頁)。
- (5) 北上川の治水費負担をめぐって地主と農民との間に次のような紛争があった。すなわち二三年の水害を契機として二四年頃から北上川の治水工事が始められた。二四年の工事費は、登米町だけで二、〇〇〇円にのぼったが、このうち一、〇〇〇円は地方税からの補助金、一、〇〇〇円は戸別割寄付金であった。二五年度には、地元負担金一、〇〇〇円を戸別割七〇%、地価割三〇%と町議会で決定した。これにたいし農民は、戸別割三〇%、地価割七〇%を主張した。この紛争を契機に治水費全額国庫負担の申請となったのである。
- (6) 木下彰『千町歩地主の成立と土地改良事業』一四七頁。なお登米郡における農業水利構造については、木下彰『農業水利構造に対する農地改革の影響に関する研究(一)』に詳しい。
- (7) 野村岩夫『仙合藩農業史研究』七八～九〇頁。
- (8) 帝国農会編『東北地方農村に関する調査(実態編)』三二六頁。なお本書では売却担保とっているが、買切担保と同義である。
- (9) 『宮城県勸業報告(明治二六年)』五頁。

(四) 要 約

高利貸業の生成期は、明治一〇年頃から二七、八年頃までである。しかし等しく生成期とはいっても二〇年を境として、その前後ではかなりの相違を示した。いうまでもなく高利貸業の存立条件が変化したからである。すなわち一〇年代は、自給経済を基調とした農家経済が原蓄諸政策とくに地租金納によつて強制的に貨幣経済に捲込まれ、その上に凶作がつけ加わつて困窮し、小農民の貨幣不足を一遽に喚起した。このことは高利貸業の発展にとつてまたとない跳梁の場を提供した。しかし前期的資本家の活動は彼等の貨幣蓄積の僅少から著しく制約されていた。とくに高利貸業は、小農民の貨幣形態での財産保有の僅少、より基本的には農家の単純再生産すら常に脅かされる

事情の下に、その自立的な展開が制約されていた。二〇年代を迎えて、小農民は、一〇年代の強制的な貨幣経済化に対応しつつ自律的な商品生産をおし進め、ここに農家経済はようやく小康状態をえた。かくて高利貸業の存立条件はより拡大されたが、一方において小農民の困窮につけ込む機会を狭められることとなったのである。

高利貸業の存立条件の変化は、当然のことながらその性格と機能に変容を与えた。それは次の諸点である。

(1) 高利貸業の主要な貸付対象は、一〇年代については知りえないが、二〇年代には商人であった。しかし商品・貨幣経済の進展につれて、高利貸資本の本来的な、特徴的な形態である小農民への寄生の条件が拡大した。

(2) 高利貸の原始的な利子収奪が是正された。それは利子率の低下並に利子収奪の偶然的・非法則性の近代的硬化傾向のなかにみることができた。このことは、前期的資本家・地主の行動規範を形成せしめた。

(3) 高利貸業の価値増殖方法は、自給経済に照応する現物形態——貸穀或は米穀引当の貸金——から貨幣形態——貸金——に変化した。

(4) 信用形式の面では、信用貸から不動産——とくに土地——担保貸の比重を増大させた。ここに地主的土地所有と高利貸資本の抱合関係の深化の一側面をみることができる。

(5) 当家の経営は商人、高利貸、醸造マニユファクチュア、地主を兼ねながら展開した。しかし諸事業の結びつきは一樣でなく、その時々には抬頭する最も有利な事業を軸に展開した。概していえば、地租金納を契機として発展した米穀業から商品・貨幣経済の自律的な進展に立脚した諸事業——繭・生糸業、醸造業——へと移っていった。高利貸業は、一〇年代なかんずく一〇年代前半には米穀業と結びつきながら資本蓄積を促進した。二〇年代には、それ自身自立的な発展を示すとともに、繭・生糸業、醸造マニユファクチュアの展開を促進する機能を果した。

(6) 高利貸業の最も主要な機能、すなわち土地集積機能は次のように変化した。一〇年代は、地主的土地所有の成立条件がいまだ未成熟であったから、前期的資本の土地への積極的な転化は行われなかった。この時期の土地集積は、貸金の債権確保のための消極的かつ結果的なものであった。二〇年代には、農民的小商品生産の展開につれて地主的土地所有成立の条件が成熟してきた。かくて地主的土地所有と高利貸資本の抱合関係は、一層深まった。具体的には、信用貸から不動産——とくに土地——担保貸の増大のなかに示された。しかし高利貸資本の土地集積機能は、農家経済の一応の小康状態から限られていたが、積極的な、いわば槓杆の役割を内包するにいたったのである。

(研究員)